

資料 6 資格制度概況調査結果

資格制度概況調査結果

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
1	警察庁	警01	警備員指導 教育責任者 [昭和57年 度]	警備業 法(昭和 47年法 律第117 号)	・警備業 法第2条 第1号に 規定する 業務 ・同項第 2号に規 定する業 務 ・同項第 3号に規 定する業 務 ・同項第 4号に規 定する業 務	必 置	都道府 県公安 委員会 [警備 員指導 教育責 任者資 格者証 の交付]	なし	96,226	16,698 (平成21 年)	①講習 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	警察庁	警02	機械警備業 務管理者 [昭和57年 度]	警備業 法(昭和 47年法 律第117 号)	—	必 置	都道府 県公安 委員会 [資格 者証の 交付]	なし	20,533	634 (平成21 年)	①講習 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	警察庁	警03	警備員又は 警備員にな ろうとする 者の知識及 び能力に関 する検定に 係る合格証 明書の交付 を受けた者 [昭和57年 度]	警備業 法(昭和 47年法 律第117 号)	・空港保 安警備業 務(1級・ 2級) ・施設警 備業務(1 級・2級) ・雑踏警 備業務(1 級・2級) ・交通誘 導警備業 務(1級・ 2級) ・核燃料 物質等危 険物運搬 警備業務 (1級・2 級) ・貴重品 運搬警備 業務(1 級・2級)	必 置	都道府 県公安 委員会 [合格 証明書 の交付]	なし	144,782	26,241 (平成21 年)	①試験 ②講習	検定の学科 試験・実技 試験 [昭和57年 度]	都道府県 公安委員 会	直 轄	筆記試 験・実 技試験	○1級検定： ①下位資格＋ 実務経験 ②認定 ○2級検定： なし	3,308 [1,332]	13,000 ～ 16,000	警備業 法施行 令第3 条	(収入) 4,586 (支出) 不詳
4	警察庁	警04	射撃指導員 [昭和53年 度]	銃砲刀 剣類所 持等取 締法(昭 和33年 法律第 6号)	・ライフ ル銃 ・ライフ ル銃以外 の猟銃 ・空気銃	業 務独 占	都道府 県公安 委員会 [射撃 指導員 指定書 の交付]	なし	不詳	不詳	①年齢 ②その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	警察庁	警05	駐車監視員 資格者 [平成16年 度]	道路交 通法(昭 和35年 法律第 105号)	—	業 務独 占	都道府 県公安 委員会 [駐車 監視員 資格者 証の交 付]	なし	23,944	1,809	①講習 ②試験	駐車監視員 資格者認定 審査 [平成16年 度]	都道府県 公安委員 会	直 轄	筆記試 験	①実務経験 ②認定	37 [28]	4,500	地方公 共団 体が 独自 で決 定	不詳

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)
				警備員指導 教育責任者 講習 [昭和57年 度]	都道府県 公安委員 会 (一部事 務を都道 府県警備 業協会に 委託する 場合があ る。)	直轄	資格付 与	①実務 経験 ②試験 (1級) ③試験 (2級) +実務 経験 ④認定	6,082 [5,291]	10,000 ～ 47,000	地方公 共団 体が 独自 で決 定	(収入) 22,702 (支出) 不詳								
				機械警備業 務管理者講 習 [昭和57年 度]	都道府県 公安委員 会 (一部事 務を都道 府県警備 業協会に 委託する 場合があ る。)	直轄	資格付 与	なし	766 [611]	38,000	地方公 共団 体が 独自 で決 定	(収入) 2,911 (支出) 不詳								
				国家公安委 員会の登録 を受けた者 (登録講習 機関)が行 う講習 [平成17年 度]	登録講習 機関 ((社)警備 員特別講 習事業セ ンター 等)	推薦 等	試験免 除	○1級 ①試験 (2級) +実務 経験 ②認定	33,313 [25,071]	31,500 ～ 50,000	登録講 習機 関が 独自 で決 定	(収入) 115,470 (支出) 92,368								
				駐車監視員 資格者講習 [平成16年 度]	都道府県 公安委員 会	直轄	資格付 与	なし	2,445 [1,832]	19,000	地方公 共団 体が 独自 で決 定	不詳								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
6	警察庁	警06	運転免許 [大正8年]	道路交通法(昭和35年法律第105号)	・大型 ・中型 ・普通 ・大特 ・大自二 ・普自二 ・小特 ・原付 ・牽引 ・大型二種 ・中型二種 ・普通二種 ・大特二種 ・牽引二種 ・大型仮 ・中型仮 ・普通仮	業務独占	都道府県公安委員会[運転免許証の交付]	5(優良運転者及び一般運転者。ただし、更新日等における年齢が70歳の者については4年、更新日等における年齢が71以上の者については3年。) 3(違反運転者等) 0.5(仮免許)	80,811,945 (平成21年末現在の運転免許保有者数)	2,101,978 (平成21年)	○仮免許を除く運転免許 ①年齢+試験+講習 ②年齢+養成施設+試験 ③年齢+下位資格+試験+講習 ④年齢+下位資格+養成施設+試験 ⑤年齢+他資格+試験 ○仮免許 ⑥年齢+試験 ⑦年齢+養成施設+試験	運転免許試験 [大正8年]	都道府県公安委員会・自動車教習所	委託等	学科試験・技能試験・適性試験	①年齢 ②下位資格 ③他資格 ④業務経験	4,698,340 [3,375,504] (平成21年)	1,650 ～ 4,950	地方公共団体が独自で決定	不詳
7	警察庁	警07	技能検定員 [昭和39年度]	道路交通法(昭和35年法律第105号)	・大型 ・中型 ・普通 ・大特 ・大自二 ・普自二 ・大型二種 ・中型二種 ・普通二種 (注：免許種類に対応)	必置	都道府県公安委員会[技能検定員資格者の交付]	なし	19,012 (平成21年末現在)	3,401 (平成21年)	①審査 ②養成施設 ③認定	技能検定員審査 [昭和39年度]	都道府県公安委員会	直轄	筆記試験・実技試験	年齢 (25歳以上)	5,625 [3,355] (平成21年)	6,650 ～ 24,700	地方公共団体が独自で決定	不詳
8	警察庁	警08	教習指導員 [昭和35年度]	道路交通法(昭和35年法律第105号)	・大型 ・中型 ・普通 ・大特 ・大自二 ・普自二 ・大型二種 ・中型二種 ・普通二種 (注：免許種類に対応)	必置	都道府県公安委員会[教習指導員資格者の交付]	なし	32,041 (平成21年末現在)	4,129 (平成21年)	①審査 ②養成施設 ③認定	教習指導員審査 [昭和35年度]	都道府県公安委員会	直轄	筆記試験・実技試験	年齢 (21歳以上)	6,544 [4,060] (平成21年)	3,550 ～ 15,650	地方公共団体が独自で決定	不詳
9	金融庁	金01	公認会計士 [昭和23年度]	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	公認会計士、会計士補	業務独占	日本公認会計士協会[公認会計士名簿に登録]	なし	20,051	1,303	試験+実務経験+養成施設+登録	公認会計士試験 [昭和23年度]	公認会計士・監査審査会	直轄	筆記試験	なし	21,255 [2,229]	19,500	公認会計士法施行令第6条	(収入) 41,447 (支出) 26,639

養成施設				講習								登録						更新方法				
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)		
自動車教習所 〔不詳・1,636〕	推薦等	不詳 〔不詳〕	不詳	・取得時講習〔平成5年〕	都道府県公安委員会・自動車教習所等	委託等	資格要件の一部	なし	240,827 〔240,827〕 (平成21年)	3,600 ～ 18,900	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	適性検査、更新講習、高齢者講習、認知機能検査	
自動車安全運転センター 〔自動車安全運転センター・1〕	推薦等	675 〔675〕	62,000 ～ 136,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車安全運転センター 〔自動車安全運転センター・1〕	推薦等	1,215 〔1,213〕	110,500 ～ 388,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実務補習団体等〔日本公認会計士協会、(一般財)会計教育研修機構・2〕	委託等	1,930 〔1,493〕	203,000	継続的専門研修〔平成15年度〕	日本公認会計士協会	委託等	資質向上	—	17,809 〔17,368〕	8,011	講習機関が独自に決定	(収入) 14,266 (支出) 19,454	公認会計士名簿〔昭和23年度〕	日本公認会計士協会	委託等	20,038	0 〔60,000〕	登録機関が独自で決定	(収入) 0 (支出) 379	—	—	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
10	金融庁	金02	外国公認会計士 [昭和25年度]	公認会計士法(昭和23年法律第103号)	外国公認会計士	業務独占 日本公認会計士協会[外国公認会計士名簿に登録]	なし	4	0	承認+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	
11	金融庁	金03	貸金業務取扱主任者 [平成21年度]	貸金業法(昭和58年法律第32号)	—	必置 日本貸金業協会[貸金業務取扱主任者登録完了通知の交付]	3	55,551	55,551	試験+登録	貸金業務取扱主任者資格試験[平成21年度]	日本貸金業協会	委託等	筆記試験	なし	82,273 [55,551]	8,500	貸金業法施行令第3条の13	(収入) 76,723 (支出) 50,075
12	消費者庁	消01	消費生活専門相談員 [平成3年度]	第23回消費者保護会議(平成2年12月4日)決定	—	名称独占等 (独)国民生活センター[認定証の交付]	5	4,348	354	試験	消費生活専門相談員資格認定試験[平成3年度]	(独)国民生活センター	委託等	筆記試験・面接試験	なし	不詳	11,260	試験機関が独自で決定	不詳
13	総務省	総01	無線従事者 [昭和25年度]	電波法(昭和25年法律第131号)	・総合無線通信士(1~3級) ・海上無線通信士(1~4級) ・海上特殊無線技士(1~3級、レーダー級) ・航空無線通信士 ・航空特殊無線技士 ・陸上無線技術士(1~2級) ・陸上特殊無線技士(1~3級) ・国内電信級 ・アマチュア無線技士(1~4級)	必置 総務大臣(地方総合通信局長等)[免許証の交付]	なし	5,935,439	85,558	①試験 ②養成施設 ③学歴 ④実務経験+講習	無線従事者国家試験[昭和56年度]	(財)日本無線協会	委託等	筆記試験・学科試験	なし	41,265 [19,794]	4,500 ~ 18,800	電波法関係手数料令第13条	(収入) 34,833 (支出) 31,462
14	総務省	総02	電気通信主任技術者 [昭和60年度]	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	・伝送交換主任技術者 ・線路主任技術者	必置 総務大臣[資格者証の交付]	なし	64,937	1,451	①試験 ②養成施設 ③認定	電気通信主任技術者試験[昭和60年度]	(財)日本データ通信協会(試験)、総務大臣(資格者証の交付)	委託等	筆記試験	なし	7,472 [1,522]	18,700	電気通信事業法施行令第10条	(収入) 16,535 (支出) 15,819

養成施設			講習									登録					更新方法			
養成施設名 【機関名・数】	実施形態	入所者数 【修了者数】	授業料等	講習名 【創設年度】	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 【修了者数】	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 【創設年度】	実施主体	実施形態	登録者数		登録料【登録 免許料】 (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)
													外国公認 会計士名 簿 【昭和25 年度】	日本公認 会計士協 会	委託等	0	0 【60,000】	登録機 関が独 自で決 定	(収入) 0 (支出) 0	
				登録講習 【平成22年 度】									貸金業務 取扱主任 者登録簿 【平成21 年度】	日本貸金 業協会	委託等	20,750	3,150 【-】	貸金業 法施行 令第3 条の14	(収入) 9,667 (支出) 7,345	再講 習
				資格更新講 座 【平成20年 度】	(独)国民 生活セン ター	委託等	更新要 件		不詳	3,500	講習機 関が独 自で決 定	不詳								①実 務経 験 ②再 講習
認定施設者 【(財)日本 無線協会、 (財)日本 アマチュア 無線協会 等・128】	推薦等	59,604 【58,953】	21,700 ～ 218,050 【(財) 日本無線 協会】	○無線従事 者：認定講 習 【昭和61年 度】	(財)日本 無線協会	推薦等	資格取 得要件 の一部	下位の 資格を 受けて おり、 業務経 歴があ る者	75 【75】	132,400 ～ 251,350	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 1,001 (支出) 1,352								再講 習 (主 無 線 従 事 者 の み)
				○主任無線 従事者：主 任講習 【平成2年 度】	(財)日本 無線協会	委託等	義務		721 【721】	26,900	電波法 関係手 数料令 第12条	(収入) 1,939 (支出) 1,525								
・伝送交換 主任技術者 養成課程 (・線路主 任技術者養 成課程) 【大阪府立 南大阪高等 職業技術専 門学校・ 1】	推薦等	20 【20】	不詳																	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
15	総務省	総03	工事担任者 [昭和60年 度]	電気通信事業 法(昭和59年法 律第86号)	・A I 第一種 ・A I 第二種 ・A I 第三種 ・DD 第一種 ・DD 第二種 ・DD 第三種 ・A I・ DD 総合種	業務独占	総務大臣 [資格 者証の 交付]	なし	66,215 (平成17年 度の制度 改正以降 の数値)	15,588	①試験 ②養成施設 ③認定	工事担任者 試験 [昭和60年 度]	(財)日本 データ通 信協会(試 験)、総務 大臣(資格 者証の交 付)	委託等	筆記試験	なし	50,337 [14,333]	8,700	電気通 信事業 法施行 令第10 条	(収入) 51,184 (支出) 47,859
16	総務省	総04	行政書士 [昭和26年 度]	行政書士法(昭 和26年法律第4 号)	一	業務独占	日本行政書士 会連合会 [行政書士名 簿に登録]	なし	41,096 (平成22 年5月末 現在)	2,420	①試験+登 録 ②他資格(弁 護士等)+登 録 ③実務経験 +登録	行政書士試 験 [平成12年 度]	(財)行政 書士試験 研究セン ター	委託等	筆記試験	なし	67,348 [6,095]	7,000	地方公 共団体の 手数料の 標準に 関する 政令に 基づき 基 本 例に 規定	(収入) 58,673 (支出) 59,395
17	総務省	総05	危険物取扱 者 [昭和34年 度]	消防法(昭和23 年法律第186 号)	・甲種 ・乙種 ・丙種	必置	都道府 県知事 [危険 物取扱 者免状 の交付]	なし	不詳	204,365	試験	危険物取扱 者試験 [昭和59年 度]	(財)消防 試験研究 センター	委託等	筆記試験	○甲種： ①学歴 ②下位資格 (4種類以 上) ③下位資格+ 実務経験 ○乙種及び丙 種： なし	488,182 [208,181]	2,700 ～ 5,000	消防法 第16条 の4第 4項及 び地方 公共団 体の手 数料の 標準に 関する 政令第 21項第 4号に 基づき 基 本 例に 規定	(収入) 180,672 (支出) 227,184
18	総務省	総06	消防設備士 [昭和41年 度]	消防法(昭和23 年法律第186 号)	・甲種(特 類、第1 ～5類) ・乙種(第 1～7類)	業務独占	都道府 県知事 [免状 の交付]	5 (初回 は、2年 間)	不詳	28,858	試験	消防設備士 試験 [昭和59年 度]	(財)消防 試験研究 センター	委託等	筆記試験	○甲種特類： 下位資格 ○甲種(特類 以外)： ①学歴 ②下位資格+ 実務経験 ③認定 ○乙種：なし	84,330 [30,392]	3,400 ～ 5,000	地方公 共団体の 手数料の 標準に 関する 政令第 23項第 4号に 基づき 基 本 例に 規定	(収入) 42,532 (支出) 53,322

養成施設			講習								登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録 料免許税〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
(・A I 第一種養成課程) ・A I 第二種養成課程 ・A I 第三種養成課程 ・D D 第一種養成課程 ・D D 第二種養成課程 ・D D 第三種養成課程 ・A I・D D 総合養成課程 〔(財)日本データ通信協会等・14〕	推薦等	1,803 〔1,486〕	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政書士名簿 〔昭和26年度〕	日本行政書士会連 合会	委託等	2,420	25,000 〔30,000〕	登録機関が独自で決定(総務大臣が認可した日本行政書士会連合会に規定)	(収入) 6,050 (支出) 5,573	—
—	—	—	—	危険物取扱者講習 〔昭和46年度〕	都道府県知事(危険物安全協会等に委託する場合もある。)	委託等	製造所等において危険物の取扱作業に従事するために必要。	—	222,986 〔222,986〕	4,700	消防法第16条の4第2項及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令第21項第5号に基づき条例に規定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	消防設備士講習 〔昭和49年度〕	都道府県知事(都道府県消防協会等に委託する場合もある。)	委託等	更新要件	—	53,385 〔53,385〕	7,000	地方公共団体の手数料の標準に関する政令第23項第5号に基づき条例に規定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	再講習

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
19	総務省	総07	防火管理者 [昭和36年 度]	消防法 (昭和23 年法律 第186 号)	・甲種 ・乙種	必 置	都道府 県知 事、消 防長、 登録講 習機関 ((財) 日本 防火協 会) [修了 証を交 付]	5(中 規模 以上 の建 物の 防火 管理 者の み)	不詳	【登録講 習機関実 施分】 新規: 36,347 (併催を 除く) 防災管理 新規講習 と併催: 913 【消防長 実施分】 新規: 127,439 (併催を 除く) 防災管理 新規講習 と併催: 39,256	講習	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20	総務省	総08	消防設備点 検資格者 [昭和50年 度]	消防法 (昭和23 年法律 第186 号)	・特種 ・第一種 ・第二種	名 称 独 占 等	登録講 習機関 ((財) 日本 消防設 備安全 セン ター) [免状 を交 付]	5	258,630	6,469	他資格(電気 工事士等)+ 講習	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21	総務省	総09	防火対象物 点検資格者 [平成15年 度]	消防法 (昭和23 年法律 第186 号)	-	名 称 独 占 等	登録講 習機関 ((財) 日本 消防設 備安全 セン ター) [免状 を交 付]	5	23,240	1,092	講習	-	-	-	-	-	-	-	-	-

養成施設			講習								登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)		
			防火管理講習 [昭和36年度]	都道府県知事、消防本部、消防署を置く市町村の消防長、登録講習機関((財)日本防火協会)	推薦等	資格付与	—	203,955 [203,955]	不詳 【登録講習機関実施分】 甲種: 6,000 乙種: 5,000 防火・防災管理併催講習: 9,000	講習実施主体が独自で決定	不詳								再講習 (甲種防火管理者の一部のみ)		
			防火管理再講習 [平成18年度]	都道府県知事、消防本部、消防署を置く市町村の消防長、登録講習機関((財)日本防火協会)	推薦等	更新要件	—	11,910 [11,910]	不詳 【登録講習機関実施分】 5,000	講習実施主体が独自で決定	不詳										
			消防設備点検資格者講習 [昭和50年度]	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)	推薦等	資格付与	他資格(電気工事士等)	6,921 [6,469]	33,000	講習実施主体が独自で決定	(収入) 22,661 (支出) 21,264									再講習	
			消防設備点検資格者再講習 [昭和51年度]	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)	推薦等	更新要件	—	17,629 [17,629]	8,500	講習実施主体が独自で決定	(収入) 14,968 (支出) 15,320										
			防火対象物点検資格者講習 [平成15年度]	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)	推薦等	資格付与	他資格(消防設備士等)+実務経験	1,122 [1,092]	45,000	講習実施主体が独自で決定	(収入) 5,043 (支出) 5,227										再講習
			防火対象物点検資格者再講習 [平成15年度]	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)	推薦等	更新要件	—	3,897 [3,897]	8,500	講習実施主体が独自で決定	(収入) 3,307 (支出) 3,787										

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
22	総務省	総10	自衛消防組織統括管理者 [平成21年度]	消防法(昭和23年法律第186号)	—	必置	都道府県知事、消防長、登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)[修了証を交付]	5	27,915 (追加講習受講者を含む。)	27,875 (追加講習受講者を含む。)	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
23	総務省	総11	防災管理者 [平成21年度]	消防法(昭和23年法律第186号)	—	必置	都道府県知事、消防長、登録講習機関((財)日本防火協会)[修了証を交付]	5	87,109 (防火管理新規講習との併催講習受講者を含む。)	86,576	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
24	総務省	総12	防災管理点検資格者 [平成21年度]	消防法(昭和23年法律第186号)	—	名称独占等	登録講習機関((財)日本消防設備安全センター)[免状を交付]	5	3,790	3,790	①実務経験+講習 ②他資格(防火対象物点検資格者等)+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
25	法務省	法01	弁護士 [昭和24年度]	・司法試験法(昭和24年5月31日法律第140号) ・弁護士法(昭和24年法律第205号)	—	業務独占	司法修習終了については最高裁判所[一]	なし	28,789	2,262	試験+その他(司法修習等)+登録	新司法試験[昭和24年度]	司法試験委員会	直轄	筆記試験	①学歴 ②試験	7,392 [2,043]	28,000	司法試験受験手数料令第1条	不詳

養成施設			講習								登録					更新方法					
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態		登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				自衛消防業務講習 [平成21年度]	都道府県知事、消防長、登録講習機関（(財)日本消防設備安全センター）	推薦等	資格付与		27,875 [27,875] (追加講習受講者を含む。)	【登録講習機関実施分】 40,000	講習実施主体が独自で決定	(収入) 415,357 (支出) 403,907								再講習	
				自衛消防業務講習 [平成21年度]	都道府県知事、消防長、登録講習機関（(財)日本消防設備安全センター）	推薦等	更新要件		— (平成21年度新設のため実績なし)	【登録講習機関実施分】 25,000	講習実施主体が独自で決定	—									
				防災管理講習 [平成21年度]	都道府県知事、消防本部、消防署を置く市町村の消防長、登録講習機関（(財)日本防火協会）	推薦等	資格付与		86,576 [86,576]	【登録講習機関実施分】 7,000	講習実施主体が独自で決定	—									再講習
				防災管理再講習 [平成21年度]	都道府県知事、消防本部、消防署を置く市町村の消防長、登録講習機関（(財)日本防火協会）	推薦等	更新要件		— (平成21年度新設のため実績なし)	—	講習実施主体が独自で決定	—									
				防災管理点検資格者講習 [平成21年度]	登録講習機関（(財)日本消防設備安全センター）	推薦等	資格付与	他資格（防火対象物点検資格者）+実務経験	3,950 [3,790]	22,000	講習実施主体が独自で決定	(収入) 8,652 (支出) 8,229									再講習
				防災管理点検資格者再講習 [平成21年度]	登録講習機関（(財)日本消防設備安全センター）	推薦等	更新要件		— (平成21年度新設のため実績なし)	8,500	講習実施主体が独自で決定	—									
													弁護士名簿 [昭和24年度]	日本弁護士連合会	委託等	2,262	30,000 [60,000]	登録機関が独自に決定		不詳	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
26	法務省	法02	外国法事務 弁護士 [昭和62年 度]	外国弁 護士に よる法 律事務 の取扱 いに関 する特 別措置 法(昭和 61年法 律第66 号)	—	業務独 占	なし	343	68	承認+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	法務省	法03	司法書士 [昭和25年 度]	司法書 士法(昭 和25年 法律第 197号)	—	業務独 占	なし	19,782	1,025	①試験+登 録 ②実務経験 +認定+登 録	司法書士試 験 [昭和25年 度]	法務大臣	直轄	筆記試験・口 述試験	なし	32,558 [921]	6,600	司法書 士法施 行令第 2条	(収入) 21,488 (支出) 不詳
28	法務省	法04	土地家屋調 査士 [昭和25年 度]	土地家 屋調査 士法(昭 和25年 法律第 228号) 第4条	—	業務独 占	なし	18,089	458	①試験+登 録 ②実務経験 +認定+登 録	土地家屋調 査士試験 [昭和25年 度]	法務大臣	直轄	筆記試験・口 述試験	なし	7,234 [486]	7,200	土地家 屋調査 士法施 行令第 2条	(収入) 5,170 (支出) 不詳

養成施設			講習								登録					更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態		登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
													外国法事務 弁護士名簿 [昭和62 年度]	日本弁護 士連合会	委託等	68	60,000 [60,000]	登録機 関が独 自に決 定	不詳	
				司法書士特 別研修 [平成14年 度]	日本司法 書士会連 合会	委託等	受験資格 取得要件 (司法書 士試験に 係るもの ではなく、 いわゆる 認定司法 書士(簡 裁訴訟理 問係業務 を行うこ とができる 司法書 士)に係 る要件)	①司法 書士 ②司法 書士と資 格を有 する者	1,009 [1,005]	145,000	不詳	(収入) 15,184 (支出) 18,702	司法書士 名簿 [昭和25 年度]	日本司法 書士会連 合会	委託等	1,025	25,000 [30,000]	登録機 関が独 自に決 定	(収入) 3,005 (支出) 4,632	
				土地家屋調 査士特別研 修 [平成17年 度]	日本土地 家屋調査 士会連合 会	委託等	受験資格 取得要件 (土地家 屋調査士 試験に係 るもので はなく、 いわゆる 認定土地 家屋調査 士(土地 の筆に関 する民事 争訟の裁 判外争訟 紛争解決 手続を行 うことが できる土 地家屋調 査士)に 係る要件)	①土地 家屋調 査士 ②土地 家屋調 査士と資 格を有 する者	676 [652]	40,000 ～ 100,000	講習機 関が独 自に決 定	(収入) 5,528 (支出) 4,726	土地家屋 調査士名 簿 [昭和25 年度]	日本土地 家屋調査 士会連合 会	委託等	不詳	25,000 [30,000]	登録機 関が独 自に決 定	不詳	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
29	法務省	法05	申請取次者 [昭和62年 度]	出入国 管理及び 難民認定 法(昭和56 年法律第54 号)	—	業務独 占	地方入 国管理局 長[証明 書を交付]	3(原 則)	14,003 (平成22 年7月1 日現在)	1,649 (平成21 年)	○企業等の 職員の場合 ①認定+登 録 ○弁護士等 の場合 ②登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	法務省	法06	公証人 [明治19年 度]	公証人 法(明治41 年法律第53 号)	—	業務独 占	法務大 臣[任命 書の交付]	なし	500 (任用者数 (平成22 年7月1 日現在))	47	その他(法 務大臣の任 命)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31	財務省	財01	税理士 [昭和26年 度]	税理士 法(昭和26 年法律第237 号)	—	業務独 占	日本税 理士会連 合会[税理 士名簿に 登録]	なし	71,606	2,642	①試験+実 務経験+登 録 ②他資格(弁 護士等)+登 録	税理士試験 [昭和26年 度]	国税審議 会	直轄	筆記試験 ①学歴 ②認定 ③他資格(会 計士補等) ④実務経験	51,479 (合格者) 1,058 (一部合 格) 7,116	3,500 ~ 7,500 (1科目: 3,500円 以降、1 科目増え るごとに 1,000円 増)	税理士 法施行令第6 条の2	(収入) 25,984 (支出) 15,213 (人件費除 く)	
32	財務省	財02	通関士 [昭和42年 度]	通関業 法(昭和42 年法律第122 号)	—	必置	税関長 [通関士 確認通 知書及び 通関士証 票の交付]	なし	7,165	1,112	試験+確認	通関士試験 [昭和42年 度]	税関長	直轄	筆記試験 なし	10,367 [807]	3,000	通関業 法施行令第12 条	(収入) 3,948 (支出) 1,728 (人件費 を除く。)	
33	文部科学省	文01	技術士 [昭和32年 度]	技術士 法(昭和58 年法律第25 号)	—	・技術士 ・技術士 補	文部科 学大臣 [登録簿 への登 録、登録 証の交 付]	なし	92,717	4,876	○技術士: 試験+登 録 ○技術士補 ①試験+登 録 ②学歴+登 録	技術士試験 [昭和32年 度]	(社)日本 技術士会	委託等	○第一 次試験: 筆記試験 ○第二 次試験: 筆記試験 ・口頭 試験	○第一 次試験: なし ○第二 次試験: 下位資格 +実務経 験	11,000 ~ 24,027 [9,998] ○第二 次試験: 26,743 [4,269]	14,000	技術士 法施行令第1 条第1 項	(収入) 81,321 (支出) 85,035
34	文部科学省	文02	原子炉主任 技術者 [昭和32年 度] <経済産業 省(228)と 共管>	核原料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律(昭和32 年法律第166 号)	—	必置	文部科 学大臣 及び経 済産業大 臣[免状 の交付]	なし	1,313	22	①試験 ②認定	原子炉主任 技術者試験 [昭和32年 度]	文部科学 大臣及び 経済産業 大臣	直轄	筆記試験 ・口頭 試験 ○筆記試験: なし ○口頭 試験: ①実務経 験 ②講習	(筆記) 117 (口頭) 45 [22]	52,100	核原料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律施行 令第6条、 別表第1	(収入) 610 (支出) 251	

養成施設			講習								登録					更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	申請取次 受理台帳 [昭和62 年度]	地方入国 管理局長	直轄	1,649 (平成21 年)	0 [-]	-	(収入) 0 (支出) 不詳
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	税理士名 簿 [昭和26 年度]	日本税理 士会連合 会	委託等	2,642	50,000 [60,000]	登録機 関が独 自で決 定	(収入) 13,210 (支出) 13,644
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○技術士 登録簿 [昭和32 年度] ○技術士 補登録簿 [昭和58 年度]	(社)日本 技術士会	委託等	○技術 士： 3,147 ○技術士 補： 1,729	6,500 [技術士： 30,000] [技術士 補： 15,000]	技術士 法第39 条第2 項、技 術士法 施行令 第4条 第1項	(収入) 3,804 (支出) 3,597
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
35	文部科学省	文03	放射線取扱主任者 [昭和33年度]	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)	・第1種 ・第2種 ・第3種	必置 文部科学大臣 [放射線取扱主任者免状の交付]	なし	57,665	2,051	○第1種：試験＋講習 ○第2種：試験＋講習 ○第3種：講習	・第1種放射線取扱主任者試験 [昭和33年度] ・第2種放射線取扱主任者試験 [昭和33年度]	(財)原子力安全技術センター	推薦等	筆記試験	なし		6,474 [1,628]	9,700 ～ 13,500	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条	(収入) 9,817 (支出) 9,709
36	文部科学省	文04	教育職員 [昭和24年度]	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)	・幼稚園教諭(専修、二種)免許状 ・小学校教諭(専修、二種)免許状 ・中学校教諭(専修、二種)免許状 ・高等学校教諭(専修、一種)免許状 ・特別支援学校教諭(専修、一種、二種)免許状 ・特別支援学校自立教科教諭(一種、二種)免許状 ・特別支援学校自立活動教諭一種免許状 ・養護教諭(専修、一種、二種)免許状 ・栄養教諭(専修、一種、二種)免許状	名称独占等 都道府県教育委員会[免許状の授与]	10 普通免許状及び特別免許状3(臨時免許状)	不詳	212,181	①学歴＋認定 ②試験 ③認定	教員資格認定試験 [昭和48年度]	文部科学大臣又、文部科学大臣が委嘱する大学	直轄	筆記試験・口述試験・実技試験・授業観察・指導案等作成・討論等	○小学校： ①学歴 ②認定 ③学歴＋年齢 ○特別支援学校： ①学歴 ②学歴＋年齢 ③試験 ○幼稚園 ①学歴 ②認定 ③学歴＋年齢 ④他資格(保育士)＋実務経験	3,077 [370]	5,600 ～ 7,600	教員資格認定試験規程(昭和48年省令第17号)第9条	(収入) 2,217 (支出) 12,590	
37	文部科学省	文05	司書 [昭和25年度]	図書館法(昭和25年法律第118号)	・司書 ・司書補	名称独占等 文部科学大臣 [修了証の交付]	なし	不詳	1,241 (司書・司書補講習の修了者数のみ)	○司書 ①学歴 ②学歴＋講習 ③実務認定 ○司書補 学歴＋講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習							登録					更新方法					
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態		登録者数	登録料[登録 免許税] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)	
			・第1種放射線取扱主任者免状に係る講習[昭和33年度] ・第2種放射線取扱主任者免状に係る講習[昭和33年度] ・第3種放射線取扱主任者免状に係る講習[昭和33年度]	(独)日本原子力研究開発機構、(財)原子力安全技術センター、(社)日本アイソトープ協会、(財)電子科学研究所	推薦等	○第1種及び第2種：資格要件の一部 ○第3種：資格与	○第1及び第2種：試験 ○第3種：なし	1,544 [1,544]	90,000 ～ 170,205	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条第1項	(収入) 19,748 (支出) 20,536									
			定期講習[平成16年度]	(財)原子力安全技術センター等	推薦等	資向上	—	1,856 [1,856]	13,000 ～ 17,000	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第31条	(収入) 2,769 (支出) 2,871									
			免許状更新講習[平成21年度]	大学、指定教員養成機関、都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大学共同利用機関、このほか文部科学大臣が指定する者	委託等	更新要件	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、栄養補助教諭、栄養士及び講師等	61,490 [不詳]	各開設者により異なる	—	—									再講習
			司書・司書補講習[昭和25年度]	大学	委託等	資格与	○司書 ①学歴 ②実務経験 ③試験 ④認定 ○司書補 学歴	1,513 [1,241]	不詳	講習機関が独自で決定	不詳									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
38	文部科学省	文06	学校図書館司書教諭 [昭和28年度]	学校図書館法(昭和28年法律第185号)	—	名称独占等	なし	324,427	7,795	学歴(講習)	—	—	—	—	—	—	—	—	
39	文部科学省	文07	学芸員 [昭和26年度]	博物館法(昭和26年法律第285号)	—	名称独占等	なし	不詳	149 (資格認定合格者のみ)	○学芸員 ①学歴 ②学歴+実務経験 ③試験 ○学芸員補学歴	学芸員資格認定 [昭和26年度]	文部科学大臣	直轄	○試験認定：筆記試験・口述試験 ○無試験認定：書類審査	○試験認定： ①学歴、②学歴+下位資格+実務経験、③他資格(教員)+実務経験、④下位資格+実務経験 ⑤認定 ○無試験認定： ①学歴、②実務経験、③下位資格+実務経験+その他(推薦)、④認定	302 [149]	○試験認定 1,300 ※1科目 ○無試験認定 3,800	博物館法施行規則第16条	(収入) 79 (支出) 185
40	文部科学省	文08	社会教育主事 [昭和26年度]	社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)	—	必置	なし	不詳	675 (講習修了者のみ)	①学歴+実務経験+講習 ②実務経験+講習 ③認定+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	
41	厚生労働省	厚01	精神保健福祉士 [平成9年度]	精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)	—	名称独占等	なし	46,002	6,871	試験+登録	精神保健福祉士試験 [平成10年度]	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	筆記試験	①学歴 ②学歴+養成施設 ③学歴+実務経験 ④学歴+実務経験+養成施設 ⑤実務経験+養成施設 ⑥他資格(社会福祉士)+養成施設	7,085 [4,488]	11,500	精神保健福祉士法施行令第2条	(収入) 9,567 (支出) 10,421
42	厚生労働省	厚02	外出介護員(ガイドヘルパー) [平成18年度]	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)	—	名称独占等	なし	不詳	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	厚生労働省	厚03	医師 [昭和23年度]	医師法(昭和23年法律第201号)	—	業務独占	なし	491,674 (平成21年末現在)	7,663	試験+登録	医師国家試験 [昭和26年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②試験+実務経験 ③認定	8,447 [7,538]	15,300	医師法施行規則第16条第1項	(収入) 13,318 (支出) 不詳
44	厚生労働省	厚04	臨床検査技師 [昭和33年度]	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	—	業務独占	なし	169,227 (平成21年末現在)	2,663	試験+登録	臨床検査技師国家試験 [昭和33年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	4,060 [2,753]	11,300	臨床検査技師等に関する法律施行規則第7条	(収入) 4,882 (支出) 不詳
45	厚生労働省	厚05	診療放射線技師 [昭和26年度]	診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)	—	業務独占	なし	67,361 (平成21年末現在)	1,890	試験+登録	診療放射線技師国家試験 [昭和26年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	2,460 [1,969]	11,400	診療放射線技師法施行規則第12条	(収入) 3,123 (支出) 不詳

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
				学校図書館 司書教諭講 習 [昭和29年 度]	大学その 他の教育 機関	委託等	資格付 与	①他資 格(教 諭) ②学歴	1,622 [7,795]	0		(収入) 0 (支出) 3,657								
				社会教育主 事講習 [昭和26年 度]	大学等	委託等	資格付 与	①学歴 ②他資 格(教育 職員) ③職歴 ④認定	754 [675]	不詳	不詳	不詳								
精神保健福 祉士短期養 成施設等及 び精神保健 福祉士一般 養成施設等 [専門学校 日本福祉学 院等 ・51]	推薦等	不詳	不詳										精神保健 福祉士登 録簿 [平成10 年度]	(財)社会 福祉振 興・試験 センター	委託等	6,871	4,050 [15,000]	精神保 健福祉 士法施 行令第 4条	(収入) 3,054 (支出) 1,558	
													医籍 [昭和26 年度]	厚生労働 大臣	直轄	7,663	不詳 [60,000]	不詳	不詳	
臨床検査技 師養成所 [北海道医 学技術専門 学校等・ 23]	推薦等	不詳	不詳										臨床検査 技師名簿 [昭和33 年度]	厚生労働 大臣	直轄	2,663	不詳 [9,000]	不詳	不詳	
診療放射線 技師養成所 [北海道医 薬専門学校 等・15]	推薦等	不詳	不詳										診療放射 線技師簿 [昭和26 年度]	厚生労働 大臣	直轄	1,890	不詳 [9,000]	不詳	不詳	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 性	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
46	厚生労働省	厚06	衛生検査技師 [昭和33年度]	臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	135,862 (平成21年 末現在)	639	認定+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	厚生労働省	厚07	歯科医師 [昭和23年度]	歯科医師法(昭和23年法律第202号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	166,607 (平成21年 末現在)	2,383	試験+登録	歯科医師国家試験 [昭和23年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②試験+実務 経験 ③認定	3,465 [2,408]	18,900	歯科医師法施行規則第16条	(収入) 7,381 (支出) 不詳
48	厚生労働省	厚08	歯科技工士 [昭和30年度]	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	109,867 (平成21年 末現在)	1,461	試験+登録	歯科技工士国家試験 [昭和30年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験・実技試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	1,314 [1,293]	36,000	不詳	不詳
49	厚生労働省	厚09	歯科衛生士 [昭和23年度]	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	228,171 (平成21年 末現在)	5,754	試験+登録	歯科衛生士国家試験 [平成3年度]	(財)歯科医療研修振興財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	5,929 [5,761]	14,300	歯科衛生士法施行令第12条	(収入) 8,520 (支出) 不詳
50	厚生労働省	厚10	義肢装具士 [昭和62年度]	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	3,566 (平成21年 末現在)	136	試験+登録	義肢装具士国家試験 [昭和63年度]	(財)テクノエイド協会	委託等	筆記試験	①学歴+養成 施設 ②試験+養成 施設 ③認定	159 [139]	65,900	義肢装具士法施行令第2条	不詳
51	厚生労働省	厚11	臨床工学技士 [昭和62年度]	臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	26,078 (平成21年 末現在)	1,530	試験+登録	臨床工学技士国家試験 [昭和63年度]	(財)医療機器センター	委託等	筆記試験	①養成施設 ②学歴 ③認定	1,911 [1,555]	30,900	臨床工学技士法施行令第3条	(収入) 6,053 (支出) 不詳
52	厚生労働省	厚12	柔道整復師 [昭和22年度]	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	67,241 (平成21年 末現在)	4,691	試験+登録	柔道整復師国家試験 [平成4年度]	(財)柔道整復師研修試験財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	7,156 [5,570]	23,300	柔道整復師法施行令第12条	(収入) 17,428 (支出) 不詳
53	厚生労働省	厚13	あん摩マッサージ指圧師 [昭和22年度]	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	182,095 (平成21年 末現在)	1,592	試験+登録	あん摩マッサージ指圧師国家試験 [平成4年度]	(財)東洋療法研修試験財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	1,839 [1,563]	15,100	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第11条	不詳
54	厚生労働省	厚14	はり師 [昭和23年度]	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	144,026 (平成21年 末現在)	4,225	試験+登録	はり師国家試験 [昭和22年度]	(財)東洋療法研修試験財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	5,283 [3,990]	15,100	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第11条	不詳

養成施設				講習								登録						更新方法	
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定根拠
													衛生検査 技師名簿 〔昭和26 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	639	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳
													歯科医籍 〔昭和23 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	2,383	不詳 〔60,000〕	不詳	不詳
歯科技工士 養成所 〔北海道歯 科技術専門 学校等・44〕	推薦等	1,157 〔不詳〕	不詳										歯科技工 士名簿 〔昭和30 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	1,461	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳
歯科衛生士 養成所 〔旭川歯科 学院専門学 校等・130〕	推薦等	5,165 〔不詳〕	不詳										歯科衛生 士名簿 〔平成元 年〕	(財)歯科 医療研修 振興財団	委託等	5,754	4,750 〔9,000〕	歯科衛 生士法 施行令 第1条 第1号	(収入) 2,733 (支出) 不詳
義肢装具士 養成所 〔北海道ハ イテクノロ ジー専門学 校等・7〕	推薦等	不詳	不詳										義肢装具 士名簿 〔昭和63 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	136	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳
臨床工学技 士養成所 〔札幌医療 科学専門学 校等・32〕	推薦等	不詳	不詳										臨床工学 技士名簿 〔昭和63 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	1,530	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳
柔道整復師 養成所 〔北海道柔 道整復専門 学校等・95〕	推薦等	不詳	不詳										柔道整復 師名簿 〔平成2 年度〕	(財)柔道 整復師研 修試験財 団	委託等	4,691	4,800 〔9,000〕	柔道整 復師法 施行令 第1条 第1号	(収入) 2,252 (支出) 不詳
あん摩マッ サージ指圧 師、はり師、 きゆう師 養成所 〔北海道柔 道整復専門 学校等・31〕	推薦等	不詳	不詳										あん摩マ ッサージ 指圧師名 簿 〔平成2 年度〕	(財)東洋 療法研修 試験財団	委託等	1,592	5,200 〔9,000〕	あん摩 マッ サージ 指圧師、 はり師、 きゆう師 等に関する 法律施 行令第 12条第 1号	(収入) 828 (支出) 不詳
あん摩マッ サージ指圧 師、はり師、 きゆう師 養成所 〔国立函館 視力障害セ ンター等・112〕	推薦等	不詳	不詳										はり師名 簿 〔平成2 年度〕	(財)東洋 療法研修 試験財団	委託等	4,225	5,200 〔9,000〕	あん摩 マッ サージ 指圧師、 はり師、 きゆう師 等に関する 法律施 行令第 12条第 1号	(収入) 2,197 (支出) 不詳

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験										
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)		
55	厚生労働省	厚15	きゆう師 [昭和22年 度]	あん摩 マツ サージ 指圧 師、はり 師、きゆう 師等に関する 法律(昭和22年 法律第217号)	—	業務独 占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	142,792 (平成21年 末現在)	4,184	試験+登録	きゆう師国家 試験 [平成4年 度]	(財)東洋 療法研修 試験財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	5,262 [3,939]	15,100	あん摩 マツ サージ 指圧 師、はり 師、きゆう 師等に関する 法律施行令第 11条	不詳	
56	厚生労働省	厚16	保健師 [昭和23年 度]	保健師 助産師 看護師法(昭和 23年法律第203 号)	—	名称独 占等	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	172,887 (平成21年 末現在)	11,575	試験+登録	保健師国家 試験 [昭和23年 度]	厚生労働 大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	13,048 [11,295]	5,400	保健師 助産師 看護師法施行 規則第28条	(収入) 7,098 (支出) 不詳	
57	厚生労働省	厚17	助産師 [昭和23年 度]	保健師 助産師 看護師法(昭和 23年法律第203 号)	—	業務独 占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	124,982 (平成21年 末現在)	1,741	試験+登録	助産師国家 試験 [昭和23年 度]	厚生労働 大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	1,901 [1,579]	5,400	保健師 助産師 看護師法施行 規則第28条	(収入) 1,031 (支出) 不詳	
58	厚生労働省	厚18	看護師 [昭和23年 度]	保健師 助産師 看護師法(昭和 23年法律第203 号)	—	業務独 占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	1,546,459 (平成21年 末現在)	45,794	試験+登録	看護師国家 試験 [昭和23年 度]	厚生労働 大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③下位資格 (准看護師)+ 実務経験+学 歴 ④下位資格 (准看護師)+ 実務経験+養 成施設 ⑤認定	52,883 [47,340]	5,400	保健師 助産師 看護師法施行 規則第28条	(収入) 28,814 (支出) 不詳	
59	厚生労働省	厚19	准看護師 [昭和23年 度]	保健師 助産師 看護師法(昭和 23年法律第203 号)	—	業務独 占	都道府 県知事 [免許証の交付]	なし	329,237 (平成21年 末現在)	12,578 (平成20 年度)	試験+登録	准看護師国家 試験 [昭和23年 度]	都道府県 知事	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	18,971 [18,350]	不詳	不詳	不詳	
60	厚生労働省	厚20	看護師等確 保推進者 [平成4年 度]	看護師等 の促進に 関する法律 (平成4年法律 第86号)	—	必 置	都道府 県知事 (国が 開設す る病院 につい ては厚 生労働 大臣) [届出]	なし	不詳	不詳	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61	厚生労働省	厚21	理学療法士 [昭和40年 度]	理学療法 士及び作 業療法士 法(昭和40年 法律第137 号)	—	業務独 占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	73,888 (平成21年 末現在)	8,288	試験+登録	理学療法士 国家試験 [昭和40年 度]	厚生労働 大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③他資格(作 業療法士等) +学歴又は養 成施設 ④認定	9,835 [9,112]	10,100	理学療法 士及び作 業療法士 法施行規則第 10条第3項	(収入) 10,207 (支出) 不詳	

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
あん摩マッ サージ指圧 師、はり 師、きゆう 師養成所 〔国立函館 視力障害セ ンター等・ 112〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	きゆう師 名簿 〔平成2 年度〕	(財)東洋 療法研修 試験財団	委託等	4,184	5,200 〔9,000〕	あん摩マッ サージ指圧 師、はり師、 きゆう師等 に関する法律 施行令第12 条第1号	(収入) 2,176 (支出) 不詳	—	
保健師養成 所 〔北海道立 旭川高等看 護学院等・ 25〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	保健師籍 〔昭和23 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	11,575	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	—	
助産師養成 所 〔独立行政 法人国立病 院機構仙台 医療セン ター附属仙 台看護助産 学校助産学 科等・40〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	助産師籍 〔昭和23 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	1,741	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	—	
看護師養成 所 〔北海道立 旭川高等看 護学院等・ 721〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	看護師籍 〔昭和23 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	45,794	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	—	
准看護師養 成所 〔旭川市医 師会看護専 門学校等・ 244〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	准看護師 簿 〔昭和23 年度〕	都道府県 知事	直轄	不詳	不詳 〔—〕	不詳	不詳	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
理学療法士 養成施設 〔専門学校 日本福祉リ ハビリテー ション学院 等・159〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	理学療法 士名簿 〔昭和40 年度〕	厚生労働 大臣	直轄	8,288	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	—	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 性格	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
62	厚生労働省	厚22	作業療法士 [昭和40年度]	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	47,757 (平成21年 末現在)	5,400	試験+登録	作業療法士 国家試験 [昭和40年度]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ③他資格(理学療法士等) +学歴又は養成施設 ④認定	6,469 [5,317]	10,100	理学療法士及び作業療法士法施行規則第10条第3項	(収入) 6,723 (支出) 不詳	
63	厚生労働省	厚23	視能訓練士 [昭和46年度]	視能訓練士法(昭和46年法律第64号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	8,759 (平成21年 末現在)	621	試験+登録	視能訓練士 国家試験 [不詳]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	642 [573]	15,800	視能訓練士法施行規則第10条第3項	(収入) 1,024 (支出) 不詳	
64	厚生労働省	厚24	救急救命士 [平成3年度]	救急救命士法(平成3年法律第36号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	37,580	2,056	試験+登録	救急救命士 国家試験 [平成3年度]	(財)日本救急医療財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③講習+実務経験+養成施設 ④認定	2,538 [2,131]	30,300	救急救命士法施行令第4条	不詳	
65	厚生労働省	厚25	言語聴覚士 [平成9年度]	言語聴覚士法(平成9年法律第132号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	15,675 (平成21年 末現在)	1,346	試験+登録	言語聴覚士 国家試験 [平成10年度]	(財)医療研修推進財団	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設 ③認定	2,498 [1,619]	35,700	言語聴覚士法施行令第4条	不詳	
66	厚生労働省	厚26	栄養士 [昭和22年度]	栄養士法(昭和22年法律第245号)	—	名称独占等	都道府県知事 [名簿への登録及び免許証の交付]	なし	932,054	18,854	養成施設+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
67	厚生労働省	厚27	管理栄養士 [昭和37年度]	管理栄養士法(昭和37年法律第245号)	—	名称独占等	都道府県知事 [名簿への登録及び免許証の交付]	なし	149,455	6,757	試験+登録	管理栄養士 国家試験 [不詳]	厚生労働大臣	直轄	筆記試験	①下位資格(栄養士)+実務経験 ②養成施設	26,422 [8,058]	6,800	管理栄養士法施行規則第18条	(収入) 17,967 (支出) 不詳	
68	厚生労働省	厚28	調理師 [昭和33年度]	調理師法(昭和33年法律第147号)	—	名称独占等	都道府県知事 [調理師名簿への登録及び免許証の交付]	なし	3,513,989	42,522	①養成施設+登録 ②試験+登録	調理師試験 [昭和56年度]	都道府県知事又は(社)調理技術技能センター	委託等	筆記試験	実務経験	40,087 [25,567]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	
69	厚生労働省	厚29	専門調理師 [昭和56年度]	調理師法(昭和56年法律第147号)	—	名称独占等	厚生労働大臣 [認定証書の交付]	なし	32,928	1,031	試験	調理技術の審査 [昭和56年度]	(社)調理技術技能センター	委託等	筆記試験・実技試験	①実務経験 ②養成施設+実務経験	1,606 [1,031]	22,500 (実技: 18,800 学科: 3,700)	不詳	(収入) 2,830 (支出) 不詳	
70	厚生労働省	厚30	建築物環境衛生管理技術者 [昭和45年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	厚生労働大臣 [免状交付]	なし	102,049	3,307	①講習 ②試験	建築物環境衛生管理技術者試験 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	委託等	筆記試験	実務経験	9,918 [1,827]	13,900	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第5条	(収入) 16,990 (支出) 16,763	

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
作業療法士養成施設 〔専門学校 日本福祉リハビリテーション学院 等・121〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	作業療法士名簿 〔昭和40年度〕	厚生労働大臣	直轄	5,400	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	
視能訓練士養成所 〔北海道ハイテクノロジー専門学校 等・16〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	視能訓練士名簿 〔不詳〕	厚生労働大臣	直轄	621	不詳 〔9,000〕	不詳	不詳	
救急救命士養成所 〔北海道ハイテクノロジー専門学校 等・36〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	救急救命士名簿 〔平成3年度〕	(財)日本救急医療財団	委託等	2,056	6,800 〔9,000〕	救命救急士法 施行令第2条	(収入) 1,465 (支出) 不詳	
言語聴覚士養成所 〔北海道医療科学専門学校 等・43〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	言語聴覚士名簿 〔平成10年度〕	(財)医療研修推進財団	委託等	1,346	8,000 〔9,000〕	言語聴覚士法 施行令第2条 第1号	(収入) 1,076 (支出) 不詳	
栄養士養成施設 〔日本女子大学等・313〕	推薦等	21,147 〔18,634〕	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	栄養士名簿 〔昭和22年〕	都道府県知事	直轄	18,854	不詳	地方自治体 が独自に 決定	(収入) 0 (支出) 不詳	
管理栄養士養成施設 〔日本女子大学等・130〕	推薦等	10,429 〔8,597〕	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	管理栄養士名簿 〔昭和37年〕	厚生労働大臣	直轄	6,757	0 〔15,000〕	栄養士法 施行規則第 1条第5項	(収入) 10,135 (支出) 不詳	
調理師養成施設 〔函館調理師養成専門学校 等・274〕	推薦等	31,789 〔29,239〕	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	調理師名簿 〔昭和33年〕	都道府県知事	直轄	42,522	不詳	地方自治体 が独自に 決定	(収入) 0 (支出) 不詳	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	建築物環境衛生管理技術者講習会 〔昭和46年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格付与	①学歴 +実務 経験 ②認定 ③他資格 (医師等)	1,481 〔1,424〕	129,000	登録講習機関 が独自 で決定	(収入) 19,195 (支出) 23,837	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実 技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
71	厚生労働省	厚31	クリーニング師 [昭和30年 度]	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)	—	必置	都道府県知事 [クリーニング師免許証の交付]	なし	不詳	1,028	試験+登録	クリーニング師試験 [昭和60年 度]	都道府県知事	直轄	筆記試験・実技試験	学歴	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳
72	厚生労働省	厚32	管理美容師 [昭和43年 度]	美容師法(昭和22年法律第234号)	—	必置	都道府県知事 [講習会修了証書の交付]	なし	263,958	1,458	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
73	厚生労働省	厚33	管理美容師 [昭和43年 度]	美容師法(昭和32年法律第163号)	—	必置	都道府県知事 [講習会修了証書の交付]	なし	410,526	8,861	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
74	厚生労働省	厚34	美容師 [昭和22年 度]	美容師法(昭和22年法律第234号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	591,956	1,844	養成施設+試験+登録	美容師試験 [昭和60年 度]	(財)美容師試験研修センター	委託等	筆記試験・実技試験	学歴+養成施設	2,535 [1,610]	30,000 (筆記: 13,800 実技: 16,200)	美容師法施行令第2条	不詳
75	厚生労働省	厚35	美容師 [昭和32年 度]	美容師法(昭和32年法律第163号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許証の交付]	なし	1,165,952	22,524	養成施設+試験+登録	美容師試験 [昭和60年 度]	(財)美容師試験研修センター	委託等	筆記試験・実技試験	学歴+養成施設	28,209 [20,059]	30,000 (筆記: 13,800 実技: 16,200)	美容師法施行令第2条	不詳
76	厚生労働省	厚36	給水装置工事主任技術者 [平成8年 度]	水道法(昭和32年法律第177号)	—	必置	厚生労働大臣 [給水装置工事主任技術者免状の交付]	なし	258,424	4,584	試験	給水装置工事主任技術者試験 [平成8年 度]	(財)給水工事技術振興財団	委託等	筆記試験	実務経験	15,795 [4,514]	16,800	水道法第45条の3	(収入) 31,541 (支出) 31,427
77	厚生労働省	厚37	清掃作業監督者 [昭和55年 度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	978	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習								登録						更新方法	
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 〔単価〕	設定根拠	受講料 収支 〔万円〕	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 〔単価〕		設定根拠
				クリーニング師研修 〔昭和63年度〕	(財)全国生活衛生営業指導センター	推薦等	—	—	7,123 〔7,123〕	5,000	厚生労働省通知	不詳	クリーニング師原簿 〔不詳〕	都道府県知事	直轄	不詳	不詳 〔—〕	地方公共団体が独自で決定	不詳
				管理美容師講習 〔昭和43年度〕	(財)理容師美容師試験研修センター	推薦等	資格付与	下位資格+実務経験	1,523 〔1,458〕	18,000	地方公共団体が独自で決定	不詳							
				管理美容師講習 〔昭和43年度〕	(財)理容師美容師試験研修センター等	推薦等	資格付与	下位資格+実務経験	9,486 〔8,861〕	18,000	地方公共団体が独自で決定	不詳							
理容師養成施設 〔北海道理容美容専門学校、仙台理容美容専門学校、窪田理容美容専門学校、(財)豊成学園飯塚理容美容専門学校、専門学校香川理容美容アカデミー等・130〕	委託等	不詳	不詳										理容師名簿 〔昭和60年度〕	(財)理容師美容師試験研修センター	委託等	1,844	5,800 〔9,000〕	理容師法施行令第3条第1号	不詳
美容師養成施設 〔北海道理容美容専門学校、仙台理容美容専門学校、窪田理容美容専門学校、(財)豊成学園飯塚理容美容専門学校、専門学校香川理容美容アカデミー等・266〕	委託等	不詳	不詳										美容師名簿 〔昭和60年度〕	(財)理容師美容師試験研修センター	委託等	22,531	5,800 〔9,000〕	美容師法施行令第3条第1号	不詳
				清掃作業監督者講習 〔昭和55年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	他資格	979 〔978〕	35,000	講習機関が独自で決定	不詳							
				清掃作業監督者再講習 〔昭和58年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	919 〔919〕	22,000	講習機関が独自で決定	不詳							再講習

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
78	厚生労働省	厚38	空気環境測定実施者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79	厚生労働省	厚39	空調給排水管理監督者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	292	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
80	厚生労働省	厚40	貯水槽清掃作業監督者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81	厚生労働省	厚41	防除作業監督者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	482	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
82	厚生労働省	厚42	統括管理者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	296	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
83	厚生労働省	厚43	ダクト清掃作業監督者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
84	厚生労働省	厚44	ダクト清掃作業従事者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
85	厚生労働省	厚45	水道技術管理者 [昭和55年度]	水道法(昭和32年法律第177号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	なし	不詳	不詳	①実務経験 ②学歴+実務経験 ③講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録					更新方法						
養成施設名 [機関名・教]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態		登録者数	登録料[登録免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)		
				空気環境測定実施者講習 [昭和55年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経歴 ②実務経歴	454 [450]	90,000	講習機関が独自で決定	不詳								再講習		
				空気環境測定実施者再講習 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	445 [445]	33,000	講習機関が独自で決定	不詳										
				空調給排水管理監督者講習 [平成14年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	他資格	296 [292]	31,000	登録講習機関が独自で決定	不詳									再講習	
				空調給排水管理監督者再講習 [平成20年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	392 [392]	22,000	講習機関が独自で決定	不詳										
				貯水槽清掃作業監督者講習 [昭和55年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経歴 ②実務経歴	1,034 [1,031]	52,000	登録講習機関が独自で決定	不詳									再講習	
				貯水槽清掃作業監督者再講習 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	1,356 [1,355]	35,000	講習機関が独自で決定	不詳										
				防除作業監督者講習 [昭和55年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経歴 ②実務経歴	485 [482]	65,000	登録講習機関が独自で決定	不詳										再講習
				防除作業監督者再講習 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	552 [551]	35,000	講習機関が独自で決定	不詳										
				統括管理者講習 [昭和55年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	他資格	297 [296]	45,000	登録講習機関が独自で決定	不詳										再講習
				統括管理者再講習 [昭和58年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	396 [396]	36,000	講習機関が独自に決定	不詳										
				ダクト清掃作業監督者講習 [平成14年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経歴 ②実務経歴 (修了者は再テスト者1名含む。)	36 [37]	56,000	登録講習機関が独自で決定	不詳										再講習
				ダクト清掃作業監督者再講習 [平成20年度]	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	75 [75]	35,000	講習機関が独自で決定	不詳										
				ダクト清掃作業従事者研修 [平成14年度]	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講習機関が独自で決定	不詳										再講習
				水道技術管理者資格講習 [昭和33年度]	(社)日本水道協会	推薦等	資格付与	学歴	不詳	266,000	登録講習機関が独自で決定	不詳										

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
86	厚生労働省	厚46	清掃作業従事者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	1	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
87	厚生労働省	厚47	貯水槽清掃作業従事者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	1	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
88	厚生労働省	厚48	排水管清掃作業監督者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [修了証書の交付]	6	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
89	厚生労働省	厚49	排水管清掃作業従事者 [平成14年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	1	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
90	厚生労働省	厚50	防除作業従事者 [昭和55年度]	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)	—	必置	登録講習機関 [一(登録講習機関によって異なる)]	1	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91	厚生労働省	厚51	食品衛生管理者 [昭和32年度]	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	—	必置	従事する営業施設に係る営業者 [選任]	なし	4,313	不詳	①他資格(医師等) ②学歴 ③学歴+実務経験+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
92	厚生労働省	厚52	製菓衛生師 [昭和41年度]	製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)	—	名称独占等	都道府県知事 [免許の交付]	なし	159,929	5,190	試験	製菓衛生師試験 [昭和41年度]	都道府県知事	直轄	筆記試験	①学歴+養成施設 ②学歴+実務経験	7,622 [5,830]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳
93	厚生労働省	厚53	食鳥処理衛生管理者 [平成3年度]	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)	—	必置	都道府県知事 [届出]	なし	不詳	不詳	①他資格(獣医師) ②学歴 ③養成施設 ④講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
94	厚生労働省	厚54	薬剤師 [昭和35年度]	薬剤師法(昭和35年法律第146号)	—	業務独占	厚生労働大臣 [免許の交付]	なし	不詳	不詳	試験+登録	薬剤師国家試験 [昭和35年度]	厚生労働大臣	直轄	不詳	学歴	6,720 [3,787]	6,800	薬剤師法施行令13条	(収入) 4,915 (支出) 1,632
95	厚生労働省	厚55	登録販売者 [平成20年度]	薬事法(昭和35年法律第145号)	—	業務独占	都道府県知事 [都道府県知事の登録を受ける]	なし	80,353	不詳	試験+登録	登録販売者試験 [平成20年度]	都道府県知事	直轄	筆記試験	①学歴 ②学歴+実務経験 ③実務経験 ④認定	44,788 [21,209]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録免許料〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
				清掃作業従事者研修 〔昭和55年度〕	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				貯水槽清掃作業従事者研修 〔昭和55年度〕	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				排水管清掃作業監督者講習 〔平成14年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	資格取得要件の一部	①学歴+実務経験 ②実務経験	285 〔278〕	45,000	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				排水管清掃作業監督者再講習 〔平成20年度〕	(財)ビル管理教育センター	推薦等	更新要件の一部	—	503 〔500〕	35,000	講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				排水管清掃作業従事者研修 〔平成14年度〕	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				防除作業従事者研修 〔昭和55年度〕	(社)全国ビルメンテナンス協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	不詳 (事業所内研修修了者も該当するため不明)	不詳	登録講習機関が独自で決定	不詳								再講習
食品衛生管理者養成施設 〔日本獣医生命科学大学応用生命科学部食品科学科等・227〕	推薦等	不詳	不詳	食品衛生管理者資格認定講習会 〔昭和32年度〕	(社)日本食品衛生協会、(社)日本食肉加工協会、日本食品添加物協会等	推薦等	資格付与	学歴+実務経験	271 〔271〕 (平成19年度)	350,000 (平成19年度)	講習機関が独自に決定	(収入)9,485 (支出)9,725 (平成19年度)								
製菓衛生師養成施設 〔日本菓子専門学校等・118〕	推薦等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
食鳥処理衛生管理者養成施設 〔なし〕				食鳥処理衛生管理者講習会 〔平成3年度〕	(財)日本食品衛生協会、全国食鳥肉販売生活衛生同業組合連合会、(社)日本食鳥協会	推薦等	資格付与	①学歴 ②実務経験	16,276 〔525〕	60,000	講習機関が独自に決定	不詳								
													薬剤師名簿 〔昭和35年度〕	厚生労働大臣	直轄	11,343	0 〔30,000〕		不詳	
													登録販売者名簿 〔平成20年度〕	都道府県知事	直轄	80,353	不詳 〔—〕	地方公共団体が独自で決定	不詳	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験											
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実 技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)			
96	厚生労働省	厚56	向精神薬取扱責任者 [平成2年度]	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)	—	必置	不詳	なし	不詳	不詳	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97	厚生労働省	厚57	毒物劇物取扱責任者 [昭和25年度]	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	—	必置	都道府県知事 [届出]	なし	79,890	4,892	①他資格(薬剤師) ②学歴 ③試験	毒物劇物取扱者試験 [不詳]	都道府県知事	直轄	筆記試験・実地試験	なし	19,498 [6,541]	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
98	厚生労働省	厚58	医療機器製造業の責任 技術者[平成17年度]	薬事法(昭和35年法律第145号)	—	必置	都道府県知事 [認定]	なし	不詳	不詳	①学歴 ②講習 ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99	厚生労働省	厚59	医療機器販売営業管理 者[平成17年度]	薬事法(昭和35年法律第145号)	—	必置	都道府県知事 [承認]	なし	不詳	不詳	①実務経験 +講習 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100	厚生労働省	厚60	医療機器修理業者責任 技術者[平成17年度]	薬事法(昭和35年法律第145号)	—	必置	都道府県知事 [認定]	なし	不詳	不詳	①実務経験 +講習 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
101	厚生労働省	厚61	社会福祉士 [昭和62年度]	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)	—	名称 独占等	厚生労働大臣 [社会福祉士登録証を交付]	なし	129,050	19,817	試験+登録	社会福祉士 国家試験 [昭和62年度]	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	筆記試験	①学歴 ②養成施設	43,631 [11,989]	9,600	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第12条1項	(収入) 46,562 (支出) 48,409			
102	厚生労働省	厚62	介護福祉士 [昭和62年度]	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)	—	名称 独占等	厚生労働大臣 [介護福祉士登録証を交付]	なし	821,827	78,896	①養成施設+登録 ②試験+登録	介護福祉士 国家試験 [昭和62年度]	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	筆記試験・実技試験	①実務経験 ②学歴	153,811 [77,521]	12,500	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第12条2項	(収入) 205,511 (支出) 205,741			
103	厚生労働省	厚63	難病ホームヘルパー [平成8年度]	難病特別対策推進事業実施要領(局長通知)	—	名称 独占等	都道府県知事及び政令指定都市市長 [修了証書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法				
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録免許料〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				医療機器製造業の責任技術者 〔平成17年度〕	(財)医療機器センター等	推薦等	資格付与	実務経験	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
				継続研修 〔平成17年度〕	(社)日本ホームヘルス協会等	推薦等	更新要件の一部		不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
				高度管理医療機器等の販売業又は貸業管理者の営業管理者の資格要件に係る講習会 〔平成16年度〕	(財)医療機器センター、(社)日本ホームヘルス機器協会、(財)総合健康推進財団九州事務局	推薦等	資格付与	実務経験	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
				継続研修 〔平成17年度〕	(社)日本ホームヘルス協会等	推薦等	更新要件の一部		不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
				医療機器修理業者の責任技術者の資格要件に係る講習 〔平成17年度〕	(財)医療機器センター、(財)総合健康推進財団九州事務局	推薦等	資格付与	実務経験	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳									
社会福祉士養成施設 〔専門学校日本福祉学院等・67〕	推薦等	6,146 〔不詳〕	不詳										社会福祉士登録簿 〔昭和62年度〕	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	129,050	4,050 〔15,000〕	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第14条	(収入)8,867 (支出)4,503		
介護福祉士養成施設 〔札幌社会福祉専門学校等・487〕	推薦等	12,548 〔不詳〕	不詳	介護技術講習 〔平成17年度〕	文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設の設置者(札幌社会福祉専門学校等)	委託等	試験(実技)免除	なし	不詳	不詳		不詳	介護福祉士登録簿 〔平成17年度〕	(財)社会福祉振興・試験センター	委託等	821,827	4,050 〔9,000〕	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第14条	(収入)31,828 (支出)23,457		
				難病患者等ホームヘルパー養成研修事業 〔平成8年度〕	都道府県及び政令指定都市	直轄	資格付与	他資格(介護福祉士等)	不詳	500～1,800	難病特別対策推進事業実施要領	不詳									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
104	厚生労働省	厚64	介護支援専門員 [平成12年度]	介護保険法(平成9年法律第123号)	—	業務独占 都道府県知事 [介護支援専門員証の交付]	5	494,769	33,119	試験+講習+登録	介護支援専門員実務研修受講試験	都道府県知事	直轄	筆記試験	実務経験	—	140,277 [33,119]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳
105	厚生労働省	厚65	居宅介護従業者 [平成15年度]	指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)	・1級 ・2級 ・3級	名称独占等 研修を行った者 [研修課程を修了した旨の証明書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
106	厚生労働省	厚66	重度訪問介護従業者 [平成18年度]	指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)	—	名称独占等 研修を行った者 [研修課程を修了した旨の証明書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
107	厚生労働省	厚67	行動援護従業者 [平成17年度]	指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)	—	名称独占等 研修を行った者 [研修課程を修了した旨の証明書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
108	厚生労働省	厚68	福祉用具専門相談員 [平成12年度]	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)	—	名称独占等 福祉用具専門相談員 指定講習事業者 [講習の課程を修了した旨の証明書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	介護支援専門員実務研修 [平成12年度]	都道府県知事	直轄	資格要件の一部	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	介護支援専門員資格登録簿	都道府県知事	直轄	不詳	不詳 [—]	地方公共団体が独自に決定	不詳	再講習
—	—	—	介護支援専門員更新研修 [平成18年度]	都道府県知事	直轄	更新要件の一部	—	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	・居宅介護従業者養成研修1級課程 [平成15年度] ・居宅介護従業者養成研修2級課程 [平成15年度] ・居宅介護従業者養成研修3級課程 [平成15年度]	都道府県知事	委託等	資格付与	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	重度訪問介護従業者養成研修 [平成18年度]	都道府県知事	委託等	資格付与	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	行動援護従業者養成研修 [平成15年度]	都道府県知事	委託等	資格付与	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	福祉用具専門相談員指定講習 [平成12年度]	都道府県知事	委託等	資格付与	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
109	厚生労働省	厚69	訪問介護員 [平成3年 度]	介護保険法(平成9年法律第123号)	・1級 ・2級 ・介護職員基礎研修	名称独占等	都道府県知事 [修了証書の交付]	なし	不詳	不詳	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
110	厚生労働省	厚70	受胎調節実地指導員 [昭和27年 度]	母体保護法(昭和23年法律第156号)	—	業務独占	都道府県知事 [指定証書の交付]	なし	65,240	470	①他資格(助産師等) ②講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
111	厚生労働省	厚71	保育士 [昭和22年 度]	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	—	名称独占等	都道府県知事 [保育士証書の交付]	なし	1,805,147	41,947	①養成施設+登録 ②試験+登録	保育士試験 [平成16年 度]	都道府県知事	委託等	筆記試験・実技試験	①学歴 ②学歴+実務経験 ③実務経験	41,163 [5,204]	12,700	地方公共団体が独自で決定	不詳
112	厚生労働省	厚72	年金数理人 [昭和63年 度]	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)	—	名称独占等	不詳	なし	不詳	不詳	知識要件+実務経験等(省令で定める要件と同等以上の知識・経験を有すると認める場合を含む)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
113	厚生労働省	厚73	社会保険労務士 [昭和43年 度]	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)	・社会保険労務士 ・特定社会保険労務士	業務独占	全国社会保険労務士会連合会 [社会保険労務士証書の交付]	なし	不詳	(社会保険労務士) 不詳 (特定社会保険労務士) 1,082	○社会保険労務士: ①試験+実務経験又は講習+登録 ②試験免除+実務経験又は講習+登録 ③他資格(弁護士)+実務経験又は講習+登録 ○特定社会保険労務士 ①講習 ②試験 ③登録	社会保険労務士試験 [昭和43年 度]	全国社会保険労務士会連合会	委託等	筆記試験	○社会保険労務士: ①学歴 ②他試験(司法試験予備試験等) ③実務経験 ④他資格(行政書士) ⑤認定 ○特定社会保険労務士: 下位資格+講習	○社会保険労務士: 52,983 ○特定社会保険労務士: 1,644	○社会保険労務士: 9,000 ○特定社会保険労務士: 1,500	○社会保険労務士: 社会保険労務士法施行令第1条第1項 ○特定社会保険労務士: 社会保険労務士法施行令第2項	○社会保険労務士: (収入) 60,971 (支出) 73,675 ○特定社会保険労務士: (収入) 2,537 (支出) 4,146
114	厚生労働省	厚74	勤労青少年福祉推進者 [昭和45年 度]	勤労青少年福祉法(昭和45年法律第98号)	—	名称独占等	選任するのは、事業主[規定なし]	なし	不詳	不詳	①学歴+実務経験等	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
				介護職員基礎研修 [平成18年度]	都道府県知事	委託等	資格要件の一部	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳								
				訪問介護員養成研修 [平成3年度]	都道府県知事	委託等	資格要件の一部	なし	不詳	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳								
				認定講習 [昭和27年度]	(社)日本助産師会、(社)日本家族計画協会	推薦等	資格要件の一部	他資格(看護師等)	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳								
指定保育士養成施設 [東京保育専門学校等・583]	委託等	46,656 [36,743]	不詳										保育士登録簿 [平成15年度]	都道府県知事	直轄	58,623	4,200 [—]	地方公共団体が独自に決定	不詳	
													年金教理人名簿 [昭和63年度]	厚生労働大臣	直轄	19	0 [—]		(収入) 0 (支出) 0	
				○特定社会保険労務士・紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修(特別研修) [平成18年度]	全国社会保険労務士会連合会	委託等	受験資格要件	下位資格	1,370 [1,309]	85,000	講習機関が独自に決定	(収入) 11,832 (支出) 10,649	社会保険労務士名簿 [昭和43年度]	全国社会保険労務士会連合会	委託等	○社会保険労務士: 2,301 ○特定社会保険労務士: 1,121	30,000 [30,000]	登録機関が独自で決定	(収入) 8,098 (支出) 48,567	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
115	厚生労働省	厚75	ボイラー技士 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	・特級 ・一級 ・二級	業務独占	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	不詳	20,547	○特級ボイラー技士免許：①他資格(一級)+実務経験+試験、②学歴+試験 ○一級ボイラー技士免許：①他資格(二級)+実務経験+試験、②学歴+試験 ○二級ボイラー技士免許等：①試験	ボイラー技士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	○特級ボイラー技士： ①下位資格、 ②学歴+講習 ○一級ボイラー技士： ①下位資格、 ②学歴+講習 ○二級ボイラー技士： ①学歴+講習、②講習+実務経験、③講習	46,144 [23,586]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条	(収入) 142,406 (支出) 110,833
116	厚生労働省	厚76	ボイラー溶接士 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	・特別 ・普通	業務独占	都道府県労働局長 [免許証の交付]	2	11,779	721	○特級ボイラー溶接士免許：試験 ○普通ボイラー溶接士免許：試験	ボイラー溶接士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・実技試験	○特別ボイラー溶接士： 下位資格+実務経験 ○普通ボイラー溶接士： 実務経験	○特別： (学科) 165 [115] (実技) 135 [120] ○普通： (学科) 880 [552] (実技) 819 [495]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条	(収入) 142,406 (支出) 110,833
117	厚生労働省	厚77	ボイラー整備士 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	業務独占	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	不詳	2,156	試験	ボイラー整備士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	①実務経験 ②その他(職業訓練)	3,817 [2,233]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条	(収入) 142,406 (支出) 110,833
118	厚生労働省	厚78	クレーン・デリック運転士 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	・限定なし ・クレーン限定 ・床上運転式限定	業務独占	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	不詳	15,419	①試験 ②学科試験+講習	クレーン・デリック運転士免許試験 [昭和22年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・実技試験	なし	○限定なし： (学科) 1,136 [686] (実技) 240 [67] ○クレーン限定： (学科) 25,561 [14,210] (実技) 4,963 [2,484] ○床上運転式限定 (学科) 43 [43] (実技) 53 [53]	18,100 (学科： 7,000 実技： 11,100)	労働安全衛生法関係手数料令第3号	(収入) 142,406 (支出) 110,833
119	厚生労働省	厚79	移動式クレーン運転士 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	業務独占	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	150,123	3,591	①試験 ②学科試験+講習	移動式クレーン運転士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・実技試験	なし	(学科) 4,778 [3,408] (実技) 673 [412]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
120	厚生労働省	厚80	揚貨装置運転士 [昭和37年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	業務独占	都道府県労働局長 [免許証の交付]	なし	11,525	470	①試験 ②学科試験+講習	揚貨装置運転士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・実技試験	なし	(学科) 689 [529] (実技) 465 [440]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833

養成施設			講習							登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位置 付け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態	登録者数		登録料[登 録免許税] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)	
—	—	—	ボイラー実 技講習 [昭和37年 度]	(社)日本 ボイラ協 会、(社) ボイラ・ クレーン 安全協会 等	推 薦等	実 務 経 験 の 代 替	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	クレーン・ デリック運 転士実技教 習 [昭和37年 度]	(社)日本 クレーン 協会、 (財)港湾 労働安全 協会等	推 薦等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	12,150 [12,069]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	移動式ク レーン運転 実技教習 [昭和37年 度]	(社)日本 クレーン 協会、 (社)ボイ ラ・ク レーン安 全協会、 (財)産業 教育セン ター等	推 薦等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	3,185 [3,158]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	揚貨装置運 転士実技教 習 [昭和37年 度]	(社)日本 クレーン 協会等	推 薦等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	73 [72]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
121	厚生労働省	厚81	発破技士 [昭和46年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	業務独占	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	19,402	215	①試験 ②学歴+その他(実地修習)	発破技士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会、	委託等	筆記試験	①学歴+講習 ②実務経験 ③講習	403 [218]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
122	厚生労働省	厚82	潜水士 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	業務独占	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	不詳	4,984	試験	潜水士免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	なし	76 [58]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
123	厚生労働省	厚83	林業架線作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	13,376	340	①試験 ②学歴+実務経験 ③認定	林業架線作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	実務経験	207 [107]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
124	厚生労働省	厚84	ガス溶接作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	13,524	745	①試験 ②学歴	ガス溶接作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	①講習+実務経験 ②学歴 ③学歴+実務経験 ④その他(職業訓練指導員免許) ⑤その他(職業訓練)+実務経験 ⑥他資格(技能検定)+実務経験 ⑦試験+実務経験 ⑧認定	885 [709]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
125	厚生労働省	厚85	高圧室内作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	3,640	42	試験	高圧室内作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	実務経験	76 [58]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
126	厚生労働省	厚86	エックス線作業主任者 [昭和38年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	61,196	3,304	①試験 ②他資格(診療放射線技師等)	エックス線作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	なし	6,269 [3,075]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
127	厚生労働省	厚87	ガンマ線透過写真撮影作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	8,528	484	①試験 ②他資格(診療放射線技師等)	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	なし	423 [292]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条4項	(収入) 142,406 (支出) 110,833
128	厚生労働省	厚88	特定第一種圧力容器取扱作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	不詳	不詳	他資格	—	—	—	—	—	—	—	—	—
129	厚生労働省	厚89	衛生管理者 [昭和22年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	・第1種 ・第2種	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	595,356	51,653	○第一種： ①試験、②学歴 ○第二種： 試験	衛生管理者免許試験 [昭和51年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	なし	○第1種 54,140 [26,821] ○第2種 31,299 [18,141]	7,000	労働安全衛生法関係手数料令第6条	(収入) 142,406 (支出) 110,833
130	厚生労働省	厚90	木材加工用機械作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	1,383	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態 推薦等	講習の位置付け 実務経験の短縮	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
-	-	-	発破実技講習 [不詳]	不詳	推薦等	実務経験の短縮	なし	不詳	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	木材加工用 機械作業主 任者技能講 習 [不詳]	林業・木 材製造業 労働災害 防止協会 等	推薦等	資格 取得 要件 の一 部	①業務 3年以 上従事 ②その他	1,392 [1,383]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
131	厚生労働省	厚91	プレス機械 作業主任者 [昭和46年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	6,107	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
132	厚生労働省	厚92	乾燥設備作 業主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	7,380	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
133	厚生労働省	厚93	コンクリー ト破砕器作 業主任者 [昭和50年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	48	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
134	厚生労働省	厚94	地山の掘削 及び土止め 支保工作 業主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	11,051	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
135	厚生労働省	厚95	ずい道等の 掘削等作 業主任者 [昭和56年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	244	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
136	厚生労働省	厚96	ずい道等の 覆工作業 主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	178	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
137	厚生労働省	厚97	採石のため の掘削作 業主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	238	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
138	厚生労働省	厚98	はい作業主 任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	10,028	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
139	厚生労働省	厚99	船内荷役作 業主任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	515	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
140	厚生労働省	厚100	型わく支保 工の組立 等作業主 任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,266	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
141	厚生労働省	厚101	足場の組立 等作業主 任者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必 置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	42,464	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録 免許料〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	プレス機械 作業主任者 技能講習 〔不詳〕	(社)東京 労働基 準協会連 合会、(社) 愛知労働 基 準協会、(社) 大阪労働 基 準協会、(財) 労働安全 衛生管理 協会、(社)広 島 県労働基 準協会、(社) 香川 労働基 準協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 5年以上従 事 ②その 他	6,179 〔6,107〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	乾燥設備 作業主任者 技能講習 〔不詳〕	(社)日本 産業技 能教習 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 5年以上従 事 ②その 他	7,499 〔7,380〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	コンクリ ート破砕器 作業主任者 技能講習 〔不詳〕	建設業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 2年以上従 事 ②その 他	48 〔48〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	地山の掘 削及び土 止め支保 工作業主 任者技能 講習 〔不詳〕	(社)日本 産業技 能教習 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	11,121 〔11,051〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	ずい道等 の掘削等 作業主任 者技能 講習 〔不詳〕	建設業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	245 〔244〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	ずい道等 の覆工作 業主任者 技能講習 〔不詳〕	建設業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	182 〔178〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	採石のた めの掘削 作業主任 者技能 講習 〔不詳〕	建設業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	238 〔238〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	はい作業 主任者技 能講習 〔不詳〕	(社)総合 経営管 理協 会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	業務3 年以上従 事	10,174 〔10,028〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	船内荷役 作業主任 者技能 講習 〔不詳〕	(財)港湾 労働安 定協会、 港湾貨 物運 送事業 労働災 害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 4年以上従 事 ②その 他	517 〔515〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	型わく支 保工の組 立て等 作業主任 者技能 講習 〔不詳〕	(社)日本 産業技 能教習 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	5,314 〔5,266〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	足場の組 立て等 作業主任 者技能 講習 〔不詳〕	(社)日本 産業技 能教習 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上従 事 ②その 他	42,971 〔42,464〕	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
142	厚生労働省	厚102	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,146	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
143	厚生労働省	厚103	鋼橋架設等作業主任者 [平成4年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	313	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
144	厚生労働省	厚104	木造建築物の組立て等作業主任者 [昭和56年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,724	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
145	厚生労働省	厚105	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 [昭和56年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	2,273	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
146	厚生労働省	厚106	コンクリート橋架設等作業主任者 [平成4年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	359	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
147	厚生労働省	厚107	普通第一種圧力容器取扱作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	3,553	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
148	厚生労働省	厚108	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者 [昭和49年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	1,396	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
149	厚生労働省	厚109	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	26,882	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
150	厚生労働省	厚110	鉛作業主任者 [昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	1,160	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法					
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)		
				建築物等の 鉄骨の組立 て等作業主 任者技能講 習 [不詳]	(財) 電 線建設技 術研究会 等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上 従事 ②その 他	5,196 [5,146]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				鋼橋架設等 作業主任者 技能講習 [不詳]	建設業 労働災害防 止協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上 従事 ②その 他	315 [313]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				木造建築物 の組立て等 作業主任者 技能講習 [不詳]	建設業 労働災害防 止協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上 従事 ②その 他	5,781 [5,724]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				コンクリー ト造の工作 物の解体等 作業主任者 技能講習 [不詳]	建設業 労働災害防 止協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上 従事 ②その 他	2,284 [2,273]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				コンクリー ト橋架設等 作業主任者 技能講習 [不詳]	建設業 労働災害防 止協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	①業務 3年以上 従事 ②その 他	360 (359)	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				普通第一種 圧力容器取 扱作業主任 者技能講習 [不詳]	(社) 日 本ボイラ協 会、(社) ボイラ・ クレール 安全協会 等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	3,562 [3,553]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				化学設備開 係第一種圧 力容器取扱 作業主任者 技能講習 [不詳]	(社) 日 本ボイラ協 会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	業務5 年以上 従事	1,405 [1,396]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				特定化学物 質及び四ア ルギル等 作業主任者 技能講習 [不詳]	(財) 労働 安全衛生 管理協会、 (財) 日本 産業安全 技能教育 協会、(社) 東京労働 基準協会 連合会、 (社) 愛知 労働基準 協会、 (社) 大阪 労働基準 連合会、 建設業労働 災害防止 協会、 (社) 広島 県労働基 準協会、 (財) 香川 労働基準 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	27,514 [26,882]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				鉛作業主任 者技能講習 [不詳]	(社) 東京 労働基準 協会連合 会、(社) 愛知労働 基準協会、 (社) 大阪 労働基準 連合会、 (財) 労働 安全衛生 管理協会、 (社) 広島 県労働基 準協会、 (社) 香川 労働基準 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	1,170 [1,160]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
151	厚生労働省	厚111	酸素欠乏危険作業主任者 [昭和46年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,463	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
152	厚生労働省	厚112	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 [不詳]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	44,278	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
153	厚生労働省	厚113	有機溶剤作業主任者 [昭和53年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	52,924	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
154	厚生労働省	厚114	石綿作業主任者 [不詳]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	9,645	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
155	厚生労働省	厚115	床上操作式クレーン運転技能講習修了者 [平成2年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	38,778	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習							登録						更新方法						
養成施設名・ [機関名・ 数]	実施形 態	入所者数 [修了者 数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位置 付け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態		登録者数	登録料[登 録免許税] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)		
				酸素欠乏・ 危険作業主 任者技能講 習 [不詳]	(社)産業 安全衛生 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	5,479 [5,463]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				酸素欠乏・ 硫化水素危 険作業主 任者技能講 習 [不詳]	不詳	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	45,001 [44,298]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				有機溶剤作 業主任者技 能講習 [不詳]	(社)労働 安全衛生 協会、 (財)日本 産業技能 教育協 会、(財) 労働技能 講習協 会、(社) 東京労働 基準協 会連合 会、(社) 愛知労働 基準協 会、(社) 大阪労働 基準協 会連合 会、 建設業労 働災害防 止協会、 (社)広島 県労働基 準協会、 (社)香川 労働基 準協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	54,611 [52,924]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				石綿作業主 任者技能講 習 [不詳]	(社)東京 労働基準 協会連 合会、 (社)愛知 労働基準 協会、 (社)大阪 労働基準 協会連 合会、 建設業労 働災害防 止協会、 (社)広島 県労働基 準協会、 (社)香川 労働基 準協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	9,824 [9,645]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										
				床上操作式 クレーン運 転技能講習 [不詳]	(社)ボイ ラ・ク レーン安 全協会、 (社)日本 クレーン 協会、 (財)港湾 労働安定 協会、 (社)東京 労働基準 協会連 合会、小 野リ ース (株)、大 阪特殊自 動車学 校、(社) 広島労働 基準協 会、港湾 運送労働 災害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 要 件 の 一 部	なし	39,126 [38,778]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳										

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験										
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)		
156	厚生労働省	厚116	小型移動式クレーン運転技能講習修了者 [平成2年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	70,949	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
157	厚生労働省	厚117	ガス溶接技能講習修了者 [昭和46年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	98,933	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許税] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	小型移動式 クレーン運 転技能講習 [不詳]	(社)ボイ ラ・ク レーン安 全協会、 (社)日本 クレーン 協会、 (財)産業 教育セン ター、 (財)港湾 労働安定 協会、 (財)日本 産業技能 教習協 会、(財) 労働技能 講習協 会、(社) 東京労働 基準協会 連合会、 小野リー ス(株)、 建設業防 止協会、 大阪特殊 自動車学 校、(社) 広島県労 働基準協 会、港湾 貨物運送 事業労働 災害防止 協会等	推 薦 等	資 格 取 得 件 の 一 部	なし	71,361 [70,949]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	ガス溶接技 能講習 [不詳]	(社)ボイ ラ・ク レーン安 全協会、 (財)日本 溶接技術 セン ター、 (財)産業 教育セン ター、 (財)労働 安全衛生 管理協 会、(財) 日本産業 技能教習 協会、 (社)労働 技能講習 協会、 (社)東京 労働基準 協会連合 会、小野 リース (株)等	推 薦 等	資 格 取 得 件 の 一 部	なし	101,957 [98,933]	不詳	講習機 関が独 自に決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験													
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)					
158	厚生労働省	厚118	フォークリフト運転技能講習修了者[昭和43年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	232,346	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
159	厚生労働省	厚119	ショベルローダー等運転技能講習修了者[昭和53年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	3,619	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
160	厚生労働省	厚120	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習修了者[昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	38,222	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	フォークリフト運転技能講習 [不詳]	(社)ボイラ・クレーン安全協会、労働管理教育センター、(財)港湾労働安定協会、(財)日本産業技能教育協会、(社)労働技能講習協会、(社)建設荷役車両安全技術協会、(社)東京労働基準協会連合会、(財)愛知労働協会、小野リース(株)、大阪特殊自動車学校、(社)広島県労働基準協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	234,799 [232,346]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	ショベルローダー等運転技能講習 [不詳]	陸上貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	3,646 [3,619]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 [不詳]	(社)ボイラ・クレーン安全協会、(財)日本産業技能教育センター、(財)日本産業技能教育協会、(社)労働技能講習協会、(財)愛知労働基準協会、小野リース(株)、建設労働災害防止協会、大阪特殊自動車学校、港湾貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	38,313 [38,222]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 性	資格付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
161	厚生労働省	厚121	車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者[昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	10,411	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
162	厚生労働省	厚122	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者[昭和47年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	1,049	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
163	厚生労働省	厚123	不整地運搬車運転技能講習修了者[平成2年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	5,622	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
164	厚生労働省	厚124	高所作業車運転技能講習修了者[平成2年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関[技能講習修了証の交付]	なし	不詳	54,207	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	車両系建設機械(解体用)運転技能講習 [不詳]	(社)ボイラ・クレーン安全協会、(財)産業教育センター、(財)日本産業技能教育協会、(財)日本産業技能講習協会、(財)労働技能講習協会、小野リース(株)、大阪特殊自動車学校等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	10,420 [10,411]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 [不詳]	(財)日本産業技能教育協会、(財)産業教育センター等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	1,052 [1,049]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	不整地運転車両運転技能講習 [不詳]	(財)産業教育センター、(社)建設荷役車両安全技術協会、小野リース(株)大阪特殊自動車学校等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	5,624 [5,622]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	高所作業車運転技能講習 [不詳]	(財)産業教育センター、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(社)労働技能講習協会、(社)建設荷役車両安全協会、(社)東京労働基準協会連合会、(社)大阪労働基準協会連合会、小野リース(株)、建設業労働災害防止協会、(株)大阪特殊自動車学校、(社)広島県労働基準協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格取得要件の一部	なし	54,238 [54,207]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
165	厚生労働省	厚125	玉掛け技能講習修了者 [昭和34年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	185,893	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
166	厚生労働省	厚126	ボイラー取扱技能講習修了者 [昭和46年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	登録講習機関 [技能講習修了証の交付]	なし	不詳	11,492	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
167	厚生労働省	厚127	労働安全コンサルタント [昭和48年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	名称独占等	厚生労働大臣 [登録証の交付]	なし	3,089	192	試験+登録	労働安全コンサルタント試験 [平成12年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・口述試験	①学歴+実務経験 ②他資格(技術士等) ③実務経験 ④講習+実務経験	(筆記) 851 [176] (口述) 178 [155]	24,700	労働安全衛生法関係手数料令第5号	(収入) 3,660 (支出) 14,509
168	厚生労働省	厚128	労働衛生コンサルタント [昭和48年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	名称独占等	厚生労働大臣 [登録証の交付]	なし	2,938	120	試験+登録	労働衛生コンサルタント試験 [平成12年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験・口述試験	①学歴+実務経験 ②他資格(医師等) ③実務経験 ④他資格(作業環境測定士)+実務経験 ⑤講習	(筆記) 279 [93] (口述) 296 [148]	24,700	労働安全衛生法関係手数料令第5号	(収入) 36,605 (支出) 145,097
169	厚生労働省	厚129	作業環境測定士 [昭和50年度]	作業環境測定法(昭和50年法律第28号)	・第1種 ・第2種	業務独占	厚生労働大臣	なし	26,725	657	①試験+講習+登録 ②実務経験+登録 ③認定+登録 ④学歴+登録	作業環境測定士試験 [昭和50年度]	(財)安全衛生技術試験協会	委託等	筆記試験	①学歴+実務経験 ②その他(職業訓練)+実務経験 ③他資格(技能検定)+実務経験 ④実務経験 ⑤他資格(医師等) ⑥認定	2,815 [1,122]	11,800 ～ 13,900	作業環境測定士法施行令第3条第1項	(収入) 3,638 (支出) 8,110
170	厚生労働省	厚130	救護に関する技術的事項を管理する者 [昭和57年度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	事業者[実務経験及び「厚生労働大臣が定める研修」の修了の有無を確認の上、選任]	なし	不詳	不詳	実務経験+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名・ [機関名・ 数]	実施形態	入所者数 [修了者 数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位置 付け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態	登録者数		登録料[登 録免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)
				玉掛け技能講習 [不詳]	(社)産業教育センター、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(社)日本クレーン協会、(財)港湾労働安定協会、(財)日本産業技術協会、(社)労働技能講習協会、(社)東京労働基準協会連合会、小野リース(株)、建設業労働災害防止協会、殊大坂特許学校、(社)広島県労働基準協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	188,031 [185,893]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳								
				ボイラー取扱技能講習修了者技能講習 [不詳]	(社)日本ボイラ協会、(社)ボイラ・クレーン安全協会、(財)労働安全衛生管理協会、(社)労働技能講習協会等	推薦等	資格要件の一部	なし	11,969 [11,492]	不詳	講習機関が独自に決定	不詳								
													労働安全コンサルタント名簿及び労働衛生コンサルタント名簿 [平成12年度]	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会	委託等	192	30,000 [—]	労働安全衛生法関係手数料令第1条5項	(収入)955 (支出)919	
													労働安全コンサルタント名簿及び労働衛生コンサルタント名簿 [平成12年度]	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会	委託等	120	30,000 [—]	労働安全衛生法関係手数料令第1条5項	(収入)955 (支出)919	
				作業環境測定士講習 [不詳]	(社)日本アイトソープ協会、(社)日本作業環境測定協会、(社)関西労働衛生技術センター、(財)労働科学研究所等	推薦等	資格要件の一部	①試験 ②他資格(医師等)	不詳	不詳	不詳	不詳	作業環境測定士名簿 [昭和60年度]	(社)日本作業環境測定協会	委託等	657	25,800 [第1種30,000 第2種15,000]	作業環境測定法施行令第3条4項	(収入)1,692 (支出)1,750	
				ずい道等救護技術管理者研修 [昭和57年度]	建設業労働災害防止協会	委託等	資格要件の一部	なし	11,239 (平成21年度まで)	146,000	指定法人が独自に決定	不詳								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験											
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)			
171	厚生労働省	厚131	安全管理者 [昭和47年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	事業者[実務経験及び「厚生労働大臣が定める研修」の修了の有無を確認の上、選任]	なし	不詳	不詳	学歴+実務経験+講習等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
172	厚生労働省	厚132	衛生工学衛生管理者 [昭和41年 度]	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)	—	必置	都道府県労働局長[免許証の交付]	なし	不詳	857	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
173	厚生労働省	厚133	安全管理士 [昭和39年 度]	労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)	—	必置	労働災害防止協会[人事の発令]	なし	不詳	17	①学歴+実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
174	厚生労働省	厚134	衛生管理士 [昭和39年 度]	労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)	—	必置	労働災害防止協会[人事の発令]	なし	不詳	1	①他資格(医師等)+実務経験 ②学歴+実務経験 ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
175	厚生労働省	厚135	技能士 [昭和34年 度]	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)	機械保全、フラインナル・シランニング等136職種	名称独占等	厚生労働大臣、都道府県知事、指定試験機関[合格証書の交付]	なし	4,296,188	291,496	試験	技能検定試験[昭和34年度]	都道府県、指定試験機関(事業者の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他のを目的としない法人)	直轄・委託	筆記試験・実技試験	実務経験(学歴、職業訓練修了又は他資格(職業訓練指導員免許取得)があれば必要な実務経験の期間が短縮される。)	746,053 [291,495]	○都道府県方式(次の金額を標準額として各都道府県で決定) 学科試験：3,100 実技試験：16,500 ○指定試験機関方式 実技試験にあっては29,900円、学科試験にあっては8,900円を超えない範囲で厚生労働大臣が決定	○都道府県方式：地方公共団体の標準に関する政令(平成12年政令第16号) ○指定試験機関方式：職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)、厚生労働大臣が定める手数料の金額(平成14年告示第213号)	不詳		
176	厚生労働省	厚136	職業訓練指導員 [昭和33年 度]	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)	—	業務独占	都道府県知事[免許状の交付]	なし	不詳	不詳	①試験 ②学歴等	職業訓練指導員試験[不詳]	都道府県	直轄	不詳	①学歴 ②認定	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳
177	厚生労働省	厚137	障害者職業生活相談員 [昭和51年 度]	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)	—	必置	(独)高齢・障害者雇用支援機構[学歴等要件を満たす者の資格自動付与制度]	なし	不詳	不詳	①講習 ②学歴 ③学歴+実務経験 ④実務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習									登録						更新方法	
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の 位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)	設定 根拠		登録料 収支 (万円)
-	-	-	安衛則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修(安全管理者選任時研修)[平成18年度]	不詳	推薦等	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	衛生工学衛生管理者講習[不詳]	不詳	推薦等	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	障害者職業生活相談員資格認定講習[昭和52年度]	(独)高齢・障害者雇用支援機構	委託等	資格要件の一部	職業生活相談員として選任が予定される者等	4,157 [4,157]	0	障害者職業生活相談員資格認定講習実施要領	(収入) 0 (支出) 2,006	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
178	農林水産省	農01	農業協同組合監査士 [昭和29年度]	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)	—	必置	全国農業協同組合中央会 [選任]	なし	4,200	96	①試験+その他(実務補習)+実務経験+選任 ②他資格(公認会計士)+選任	農業協同組合監査士試験 [昭和29年度]	全国農業協同組合中央会	委託等	筆記試験	なし	460 [96]	25,000	農林水産大臣の承認した農業協同組合監査士資格試験規程に基づき決定	(収入) 1,185 (支出) 1,265
179	農林水産省	農02	水産業協同組合監査士 [昭和58年度]	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)	—	必置	漁業協同組合連合会(水産加工業協同組合連合会) [水産業協同組合監査士証の交付]	なし	541	16	①試験 ②実務経験+認定 ③認定	水産業協同組合監査士試験 [昭和58年度]	全国漁業協同組合連合会	委託等	筆記試験	なし	136 [16]	25,000	農林水産大臣の承認した水産業協同組合監査士試験規程に基づき決定	(収入) 288 (支出) 417
180	農林水産省	農03	森林組合監査士 [昭和53年度]	森林組合法(昭和53年法律第36号)	—	業務独占	全国森林組合連合会 [選任]	なし	551	27	試験+選任	森林組合監査士試験 [昭和53年度]	全国森林組合連合会	委託等	筆記試験	なし	63 [27]	15,000	農林水産大臣の承認した森林組合監査士試験規程に基づき決定	(収入) 77 (支出) 112
181	農林水産省	農04	獣医師 [明治18年度]	獣医師法(昭和24年法律第186号)	—	業務独占	農林水産大臣 [免状の交付]	なし	35,028	988	試験+登録	獣医師国家試験 [昭和24年度]	獣医事審議会	直轄	筆記試験	①学歴 ②学歴+その他(外国での獣医師)+認定 ③試験	1,361 [1,111]	13,900	獣医師法施行令第1条第2項	(収入) 1,892 (支出) 不詳
182	農林水産省	農05	家畜人工授精師 [昭和25年度]	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)	—	業務独占	・家畜人工授精 ・家畜体内受精卵移植 ・家畜体外受精卵移植	なし	74,203	916	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
183	農林水産省	農06	家畜商 [昭和24年度]	家畜商法(昭和24年法律第208号)	—	業務独占	都道府県知事 [家畜商名簿への登録]	なし	46,883	321	講習+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
184	農林水産省	農07	調教師(中央競馬) [昭和29年度]	競馬法(昭和23年法律第158号)	—	業務独占	日本中央競馬会 [調教師免許証の交付]	1	214	6	試験	調教師免許試験(中央競馬) [昭和29年度]	日本中央競馬会	委託等	○新規・第一次試験：筆記試験・身体検査 ・第二次試験：口頭試験・人物検査	年齢	○新規：98 [6] ○更新：213 [213]	0	—	(収入) 0 (支出) 44

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
													獣医師名簿 [昭和2年度]	農林水産大臣	直轄	988	2,000 [30,000]	獣医師法施行規則第1条	(収入) 198 (支出) 不詳	
				・家畜人工授精に関する講習会 [昭和25年度] ・家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会 [昭和25年度] ・家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会 [昭和25年度]	都道府県又は農林水産大臣の指定する者(帯広畜産大学、(財)鯉湖学園等)	委託等	資格付与	なし	1,586	不詳	講習機関が独自で決定	不詳								
				家畜商講習会 [昭和37年度]	都道府県	直轄	資格付与	なし	686 [686]	不詳	地方公共団体が独自で決定	不詳	家畜商名簿 [昭和24年度]	都道府県知事	直轄	321	不詳 [一]	地方公共団体が独自に決定	不詳	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
185	農 林 水 産 省	農 08	調教師(地 方競馬) [昭和37年 度]	競馬法 (昭和23 年法律 第158 号)	—	業 務 独 占	地方競 馬全 国協 会 [免許 証の 交付]	1	578	18	試験	調教師免許 試験(地方 競馬) [昭和37年 度]	地方競馬 全 国協 会	委 託 等	○新規: 身体検 査・筆 記試 験・面 接試 験・実 技試 験 ○継続: 身体検 査・筆 記試 験・面 接試 験・筆 記試 験	年齢	○新規: 71 [18] ○継続: 593 [583]	0	—	(収入) 0 (支出) 33
186	農 林 水 産 省	農 09	騎手(中央 競馬) [昭和29年 度]	競馬法 (昭和23 年法律 第158 号)	—	業 務 独 占	日本中 央競 馬会 [免許 証の 交付]	1	155	5	試験	騎手免許試 験(中央競 馬) [昭和29年 度]	日本中央 競馬会	委 託 等	○新規 ・第一 次試験 筆記試 験・実 技試 験・体 力測定 ・第二 次試験 口頭試 験・実 技試 験・身 体検 査・人 物考 査 ○更新 口頭試 験・身 体検 査・人 物考 査	年齢	○新規: 14 [5] ○更新: 160 [160]	0	—	(収入) 0 (支出) 5
187	農 林 水 産 省	農 10	騎手(地方 競馬) [昭和37年 度]	競馬法 (昭和23 年法律 第158 号)	—	業 務 独 占	地方競 馬全 国協 会 [免許 証の 交付]	1	339	15	試験	騎手免許試 験(地方競 馬) [昭和37年 度]	地方競馬 全 国協 会	委 託 等	○新規: 身体検 査・筆 記試 験・面 接試 験・実 技試 験 ○継続: 身体 検 査・身 体 検 査・筆 記試 験・面 接試 験	年齢	○新規: 22 [15] ○継続: 330 [328]	0	—	(収入) 0 (支出) 17
188	農 林 水 産 省	農 11	飼料製造管 理者 [昭和50年 度]	飼料の 安全 性の 確保 及び 品質 の改 善に 関 する 法 律(昭 和28 年法 律第 35 号)	—	必 置	—	なし	不詳	不詳	①他資格(獣 医師等) ②学歴 ③実務経験 +講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
189	農 林 水 産 省	農 12	土地改良換 地士 [昭和47年 度]	土地改 良法(昭 和24 年法 律第 195 号)	—	業 務 独 占	農林水 産大 臣 [合格 証書 の 交付]	なし	3,710	20	試験	土地改良換 地士資格試 験 [昭和47年 度]	農林水産 大 臣	直 轄	筆記試 験	なし	164 [20]	6,500	土地改 良法 施行 規則 第43 条の 2の 3第 3 項	(収入) 107 (支出) 232
190	農 林 水 産 省	農 13	普及指導員 [昭和27年 度]	農業改 良助 長法(昭 和23 年法 律第 165 号)	—	必 置	農林水 産大 臣 [合格 証書 の 交付]	なし	不詳	153	①試験 ②学歴+実 務経験	普及指導員 資格試験 [昭和27年 度]	農林水産 大 臣	直 轄	書類審 査・筆 記試 験・口 述試 験	①学歴+実務 経験 ②実務経験	391 [153]	0	—	(収入) 0 (支出) 532

養成施設			講習									登録					更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の 位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)	
				飼料製造管理 者資格取得 講習会 [昭和50年 度]	(独)農林 水産消費 安全技術 センター	委託 等	資格 付与	なし	108 [108]	65,000	実施主 体が独 自に設 定	(収入) 702 (支出) 570									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
191	農林水産省	農14	林業普及指導員 [昭和26年度]	森林法(昭和26年法律第249号)	—	必置	農林水産大臣 [合格証書の交付]	なし	不詳	193	①試験 ②学歴+実務経歴	林業普及指導員資格試験 [昭和26年度]	農林水産大臣	直轄	筆記試験・口述試験	学歴+実務経歴	320 [193]	0	—	(収入) 0 (支出) 136
192	農林水産省	農15	水産業普及指導員 [昭和28年度]	水産関係地方公共団体交付金等実施要領(事務次官依命通知)	—	必置	農林水産大臣 [合格証書の交付]	なし	不詳	40	①試験 ②学歴+実務経歴	水産業普及指導員資格試験 [昭和28年度]	農林水産大臣	直轄	書類審査・筆記試験・口述試験	学歴+実務経歴	43 [40]	0	—	(収入) 0 (支出) 44
193	経済産業省	経01	情報処理技術者 [昭和44年度]	情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)	—	名称独占等	経済産業大臣 [合格証書の交付]	なし	1,780,337	145,836	試験	情報処理技術者試験 [昭和45年度]	(独)情報処理推進機構	委託等	筆記試験	なし	440,324 [145,836]	5,100	情報処理の促進に関する法律施行令第2条	(収入) 313,061 (支出) 313,507
194	経済産業省	経02	弁理士 [明治32年度]	弁理士法(平成12年法律第49号)	—	業務独占 ・弁理士 ・特定侵害訴訟代理業務の付記	日本弁理士会 [登録簿に登録]	なし	8,148	529	○弁理士： ①試験+講習+登録 ②弁護士資格+講習+登録 ③実務経歴+講習+登録 ○特定侵害訴訟代理業務の付記試験+登録	・弁理士試験 [明治32年度] ・特定侵害訴訟代理業務試験 [平成14年度]	工業所有権審議会	直轄	○弁理士：筆記試験・口述試験 ○特定侵害訴訟代理業務試験：筆記試験	○弁理士：なし ○特定侵害訴訟代理業務試験：講習	○弁理士：9,517 [813] ○特定侵害訴訟代理業務試験：346 [192]	○弁理士：12,000 ○特定侵害訴訟代理業務試験：7,200	弁理士法施行令第2条	○弁理士(収入) 12,461 (支出) 8,750 ○特定侵害訴訟代理業務試験(収入) 264 (支出) 905
195	経済産業省	経03	砂利採取業務主任者 [昭和43年度]	砂利採取法(昭和43年法律第74号)	—	必置	都道府県知事 [合格証書の交付]	なし	81,558	289	※総数は、①試験合格者 ②都道府県知事が試験合格者と同等以上の知識等を有すると認められた者の合計人数。一部の県において、この内訳人数が不明のため、両者合計人数を記載。	砂利採取業務主任者試験 [昭和43年度]	各都道府県知事	直轄	筆記試験	なし	847 [289]	7,600円～ 8,200円	地方公共団体が独自で決定	不詳
196	経済産業省	経04	採石業務管理者 [昭和46年度]	採石法(昭和25年法律第291号)	—	必置	都道府県知事 [合格証書の交付]	なし	42,273	394	試験	採石業務管理者試験 [昭和46年度]	都道府県知事	直轄	筆記試験	なし	1,293 [394]	8,000～ 8,200 (電子申請の場合7,800の地方公共団体有り)	地方公共団体が独自で決定	不詳

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				能力担保研修 [平成14年度]	日本弁理 士会	委託等	受験資格 取得要件の一部		238 [236]	200,000	講習機関が 独自で決定	(収入) 4,760 (支出) 5,154	弁理士登録簿 [明治32 年度]	日本弁理 士会	委託等	○弁理士： 529 ○特定侵害訴訟代 理業務： 200	○弁理士： 48,000 [60,000] ○特定侵害訴訟代 理業務： 6,800 [60,000]	登録機関が 独自で決定	○弁理士 (収入) 2,539 (支出) 2,635 ○特定侵害訴訟代 理業務 (収入) 136 (支出) 138		
				継続研修 [平成20年度]	日本弁理 士会	委託等	義務		1,311 [1,161]	0		(収入) 0 (支出) 24,370									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
197	経済産業省	経05	航空工場検査員 [昭和27年度]	航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)	・航空機用原動機用プロペラ ・回転翼 ・降着装置 ・発電機 ・空気調和装置用機器 ・飛行指示制御装置 ・統合表示装置 ・航法用電子計算機 ・レーザージャイロ装置 ・回転翼用トランスミッション ・ガスタービン発動機制御装置	業務独占	経済産業大臣[航空工場検査員国家試験の合格証の交付]	なし	3,150	130	試験	航空工場検査員国家試験 [昭和27年度]	経済産業大臣	直轄	筆記試験	なし	396 [130]	8,000	航空機製造事業法施行令第5条	(収入) 357 (支出) 188
198	経済産業省	経06	計量士 [平成26年度]	計量法(平成26年法律第51号)	・環境計量士(濃度関係) ・環境計量士(騒音・振動関係) ・一般計量士	名称独占等	経済産業大臣[登録]	なし	29,651 (平成22年3月現在)	876	○環境計量士(濃度関係): 試験+実務経歴+講習等+登録 ○環境計量士(騒音・振動関係): 試験+実務経歴+講習等+登録; ○一般計量士 試験+実務経歴	計量士国家試験 [昭和26年度]	経済産業大臣	直轄	筆記試験	なし	7,266 [1,169]	8,500	計量士法関係手数料令第1条	(収入) 9,352 (支出) 不詳
199	経済産業省	経07	高圧ガス製造保安責任者 [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	・甲種化学責任者免状 ・甲種機械責任者免状 ・乙種化学責任者免状 ・乙種機械責任者免状 ・丙種化学責任者免状 ・第一種冷凍機械責任者免状 ・第二種冷凍機械責任者免状 ・第三種冷凍機械責任者免状	必置	経済産業大臣及び都道府県知事[免状の交付]	なし	390,022 (昭和62年度からの累計)	17,814	試験	高圧ガス製造保安責任者試験 [昭和61年度]	経済産業大臣、都道府県知事	委託等	筆記試験	なし	38,508 [17,814]	・12,400 ～ 13,000 ・7,900 ～9,000	・高圧ガス保安法関係手数料令第2条 ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令	(収入) 37,876 (支出) 53,965 (支出は、高圧ガス製造保安責任者試験、高圧ガス販売主任者試験、液化石油ガス設備士試験全ての費用並びに免状交付に係るものを含む。)
200	経済産業省	経08	液化石油ガス設備士 [昭和53年度]	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)	液化石油ガス設備士	業務独占	都道府県知事[試験に合格等]	5(初回のみ3年間)	不詳	不詳	①試験 ②講習 ③養成施設	液化石油ガス設備士試験 [昭和53年度]	高圧ガス保安協会	委託等	筆記試験・実技試験	なし	1,222 [433]	20,700	地方公共団体が独自で決定	(収入) 2,650 (支出) 53,965

養成施設			講習								登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)		
			・国家試験 コース関係 [昭和27年 度] ・資格認定 コース関係 [昭和27年 度]	(独)産業 技術総合 研究所	委託等	○計量講習 資格取得要件の 一部条件 ○計量教習 資格取得要件の 一部条件	なし	496 [496]	57,700 ～ 209,800	計量法 施行規 則第 132条	(収入) 4,334 (支出) 不詳	計量士登 録簿 [昭和26 年度]	経済産業 大臣	直轄	876	0 [30,000]		0 (登録免許 税収入): 2,628 (支出) 不詳			
			・製造保安 責任者試験 (甲種化学 講習、甲種 機械講習、 乙種化学講 習、乙種機 械講習、丙 種化学、液 石講習、丙 種化学特別 講習、第一 種冷凍機械 講習、第二 種冷凍機械 講習、第三 種冷凍機械 講習) [昭和39年 度]	高圧ガス 保安協会、 指定機 関	委託等	試験科目の 一部免除	なし	21,812 [10,484]	15,700 ～ 21,100	講習機 関が独 自で決 定(高 圧ガス 保安協 会が経 済産業 大臣の 認可を 受け決 定)	(収入) 41,167 (支出) 100,137 は、製 造保安 責任者 、高圧 ガス販 売主任 者、高 圧ガス 移動監 視者、 特定 高圧ガ ス取扱 主任者 等の講 習の実 施費用 の合計										
液化石油ガ ス整備士養 成施設 [北海道立 室蘭高等技 術専門学校 等、43]	委託等	不詳 [840]	0 ～ 315,000	液化石油ガ ス設備士 [昭和53年 度]	高圧ガス 保安協会	委託等	資格付与	なし	5,856 [3,096]	26,600	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 12,703 (支出) 100,137									再講習
			液化石油ガ ス設備士 [昭和53年 度]	高圧ガス 保安協会	委託等	義務	—	27,134 [27,131]	4,700	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 12,896 (支出) 100,137										

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
201	経済産業省	経09	エネルギー 管理士 [昭和54年 度]	エネルギーの 使用の 合理化 に関する 法律 (昭和54 年法律 第49号)	—	必置	経済産業大臣 [免状の 交付]	なし	53,531	6,184	①試験+実 務経験 ②実務経験 +講習+認 定	エネルギー 管理士試験 [昭和54年 度]	(財)省エ ネルギー センター	委託等	筆記試験	なし	12,034 [3,719]	18,600 (一部課 目免除の 場合 10,000)	エネルギー の使用の 合理化 に関する 法律 施行令 第33条	(収入) 25,065 (支出) 18,100
202	経済産業省	経10	電気主任技 術者 [昭和40年 度]	電気事業法(昭 和39年 法律第 170号)	・第1種 電気主任 技術者 ・第2種 電気主任 技術者 ・第3種 電気主任 技術者	必置	経済産業大臣 [免状の 交付]	なし	306,271	6,128	○第1種： ①試験、② 認定 ○第2種： ①試験、② 認定 ○第3種： ①試験、② 認定	電気主任技 術者試験 [昭和40年 度]	(財)電気 技術者試 験セン ター	委託等	筆記試験	なし	75,784 [4,881]	5,200 ～ 12,800	電気事業法 関係手数料 規則	—
203	経済産業省	経11	電気工事事 務士 [昭和35年 度]	電気工事事務 士法(昭和35 年法律 第139号)	・第1種 ・第2種	業務独 占	経済産業大臣 (都道府 県知事 が交付) [免状の 交付]	なし	2,376,929	64,203	○第1種： ①試験、② 認定 ○第2種： ①試験、② 養成施設、 ③認定	電気工事事 務士試験 [昭和35年 度]	(財)電気 技術者試 験セン ター	委託等	筆記試験・実 技試験	なし	167,901 [69,424]	9,600 ～ 11,300	電気工事事 務士法 施行令 第13条	—
204	経済産業省	経12	ガス主任技 術者 [昭和29年 度]	ガス事業法(昭 和29年 法律第 51号)	・甲種 ・乙種 ・丙種	必置	経済産業大臣 [免状の 交付]	なし	54,954	1,536	①試験+選 任 ②実務経験 +選任	ガス主任技 術者試験 [昭和29年 度]	(財)日本 ガス機器 検査協会	委託等	筆記試験	なし	8,147 [1,714]	12,700	ガス事業法 関係手数料 第1項	(収入) 12,645 (支出) 13,155
205	経済産業省	経13	ガス消費機 器設置工事 監督者 [昭和54年 度]	特定ガス消費 機器設置工事 の監督に 関する 法律 (昭和54 年法律 第33号)	—	必置	独立行政法人 製品評価 技術基盤 機構 [資格 者証の 交付]	3	36,340	1,503	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
206	経済産業省	経14	火薬類取扱 保安責任者 [昭和25年 度]	火薬類取扱保 安責任者 法(昭和25 年法律 第149号)	・甲種火 薬類取扱 保安責任 者免状 ・乙種火 薬類取扱 保安責任 者免状	必置	都道府 県知事 [試験 に合 格]	なし	335,686	2,059	試験	火薬類取扱 保安責任者 試験 [昭和61年 度]	(社)全国 火薬類保 安協会	委託等	筆記試験	—	4,005 [2,131]	17,000	地方公共 団体の 手数料の 標準に 関する 政令	(収入) 7,152 (支出) 7,152

養成施設				講習								登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)		
				エネルギー 管理研修 [昭和54年 度]	(財)省エ ネルギー センター	推薦等	資格取 得要件 の一部	実務経 験	1,907 [1,004]	70,000 (一部課 目免除の 場合 50,000)	講習機 関が独 自に決 定(国 に届 出:エ ネル ギー管 理士の 試験及 び免状 の交付 に關す る規則 第15 条)	(収入) 13,231 (支出) 15,508										
電気工事士 養成施設 [北海道立 帯広高等技 術専門学院 等・ 122]	推薦等	不詳	不詳																			
				・資格講習 [昭和54年 度] ・認定講習 [昭和54年 度]	(独)製品 評価技術 基盤機構 ((財)日本 ガス機器 検査協会)	委託等	資格 講習: 資格付 与 認定 講習: 資格取 得要件 の一部	①他資 格(ガス 主任技 術者等) ②他資 格(液化 石油ガ ス設備 士等)+ 実務経 験	○資格講 習: 1,174 [1,158] ○認定講 習: 359 [359]	14,100 ~ 26,700	○資格 講習: 特定ガ ス消費 機器設 置工事 の監督 に關す る法律 施行令 第2条 ○認定 講習: 講習機 関が独 自に決 定	(収入) 3,641 (支出) 12,314										再講 習
				再講習 [昭和54年 度]	(独)製品 評価技術 基盤機構 ((財)日本 ガス機器 検査協会)	委託等	更新 要件		8,943 [8,943]	12,000	特定ガ ス消費 機器設 置工事 の監督 に關す る法律 施行令 第2条	(収入) 10,732 (支出) 12,314										

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
207	経済産業省	経15	火薬類製造 保安責任者 [昭和25年 度]	火薬類 取締法 (昭和25 年法律 第149 号)	・甲種火 薬類製造 保安責任 者免状 ・乙種火 薬類製造 保安責任 者免状 ・丙種火 薬類製造 保安責任 者免状	必置	甲種、 乙種； 経済産 業大臣 丙種； 都道府 県知事 [試験 に合格]	なし	9,812	69	試験	火薬類製造 保安責任者 試験 [昭和61年 度]	(社)全国 火薬類保 安協会	委託等	筆記試験	—	267 [71]	・25,900 ・17,000	・火薬 類取締 法施行 令第1 1条 ・地方 公共団 体の手 数料の 標準に 関する 政令	(収入) 642 (支出) 7,152
208	経済産業省	経16	競輪選手 [昭和23年 度]	自転車 競技法 (昭和23 年法律 第209 号)	—	業務独 占	(財)競 輪振興 法人 (財団法 人J K A) [選手 登録証 の交付]	2	3,488	125	試験＋登録	競輪選手 [昭和23年 度]	(財) J K A	委託等	筆記試験・実 技試験・口 頭試験・身 体検査	年齢	144 [125]	4,500	試験機 関が独 自で決 定 (競輪 に係る 業務の 方法に 関する 規程)	(収入) 65 (支出) 67
209	経済産業省	経17	競輪審判員 [昭和27年 度]	自転車 競技法 (昭和23 年法律 第209 号)	—	業務独 占	(財)競 輪振興 法人 (財団法 人J K A) [審判 員登録 証の交 付]	3	782	10	試験＋登録	競輪審判員 [昭和27年 度]	(財) J K A	委託等	筆記試験・実 技試験・口 頭試験・身 体検査	年齢	10 [10]	4,600	試験機 関が独 自で決 定 (競輪 に係る 業務の 方法に 関する 規定)	(収入) 5 (支出) 9
210	経済産業省	経18	小型自動車 競走選手 [昭和25年 度]	小型自 動車競 走法(昭 和25年 法律第 208号)	—	業務独 占	(財)競 輪振興 法人 (財団法 人J K A) [選手 登録証 の交 付]	2	467	1	試験＋登録	小型自動車 競走選手 [昭和25年 度]	(財) J K A	委託等	筆記試験・実 技試験・口 頭試験・身 体検査	①年齢 ②講習	0 [1]	10,500	試験機 関が独 自で決 定	(収入) 0 (支出) 0
211	経済産業省	経19	小型自動車 競走審判員 [昭和32年 度]	小型自 動車競 走法(昭 和25年 法律第 208号)	—	業務独 占	(財)小 型自動 車競走 振興法 人(財団 法人J K A) [審判 員登録 証の交 付]	3	207	13	試験＋登録	小型自動車 競走審判員 [昭和32年 度]	(財) J K A	委託等	筆記試験・実 技試験・口 頭試験・身 体検査	①年齢 ②講習	13 [13]	10,500 ～ 14,028	試験機 関が独 自で決 定	(収入) 10 (支出) 10
212	経済産業省	経20	ダム水路主 任技術者 [昭和40年 度]	電気事 業法(昭 和39年 法律第 170号)	・第1種 ダム水 路主任 技術者 ・第2種 ダム水 路主任 技術者	必置	経済産 業大臣 [免状 の交 付]	なし	10,285	154	○第一種ダム 水路主任 技術者：実 務経験 ○第二種ダム 水路主任 技術者：実 務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—
213	経済産業省	経21	ボイラー・ タービン主 任技術者 [昭和40年 度]	電気事 業法(昭 和39年 法律第 170号)	・第1種 ボイラ ー・ター ビン主 任技術 者 ・第2種 ボイラ ー・ター ビン主 任技術 者	必置	経済産 業大臣 [免状 の交 付]	なし	15,086	331	○第一種ボ イラー・ タービン 主任技 術者：実 務経験 ○第二種ダム 水路主任 技術者：実 務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—
214	経済産業省	経22	公害防止主 任管理者※ [昭和46年 度] <環境省 (316)と共 管>	特定工 場にお ける公 害防止 組織の 整備に 関する 法律(昭 和46年 法律第 107号)	—	必置	指定試 験機関 、登録 講習機 関[合格 証書の 交付、 講習修 了証書 の交 付]	なし	12,961	49	①試験 ②講習	公害防止管 理者等 国家 試験 [昭和61年 度]	(社)産業 環境管理 協会	委託等	筆記試験	なし	136 [39]	6,800	特定工 場にお ける公 害防止 組織の 整備に 関する 法律施 行令第 13条 ※「公害 防止主 任管理 者」及 び「公 害防止 管 理者」 を 合わせ たもの。	(収入) 22,552 (支出) 23,068

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
													競輪選手 [昭和23 年度]	競輪振興 法人((財) J K A)	委託等	125	0 [-]		(収入) 0 (支出) 0	登録	
													競輪審判員 [昭和27 年度]	競輪振興 法人((財) J K A)	委託等	10	0 [-]		(収入) 0 (支出) 0	検定	
													小型自動車 競走選手 [昭和25 年度]	小型自動車 競走振興法 人((財) J K A)	委託等	1	0 [-]		(収入) 0 (支出) 0	登録	
													小型自動車 競走審判員 [昭和32 年度]	小型自動車 競走振興法 人((財) J K A)	委託等	13	0 [-]		(収入) 0 (支出) 0	検定	
				公害防止管 理者等資格 認定講習 [昭和46年 度]	(社)産業 環境管理 協会	推薦等	資格付与	学歴+ 実務経 験	12 [10]	35,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 7,233 (支出) 7,458 ※「公害 防止主任 管理者」 及び「公 害防止管 理者」を 合わせた もの。									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
215	経済産業省	経23	公害防止管理者※ [昭和46年度] <環境省(317)と共管>	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)	・大気関係第1、2、3、4種 ・水質関係第1、2、3、4種 ・騒音・振動関係 ・特定粉じん関係 ・一般粉じん関係 ・ダイオキシン類関係	必置	なし	564,763	9,195	①試験 ②講習	公害防止管理者等国家試験 [昭和61年度]	(社)産業環境管理協会	委託等	筆記試験	なし	29,301 [6,407]	6,400 ～ 6,800	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第13条	(収入)22,552 (支出)23,068 ※「公害防止管理者」及び「公害防止管理者」を合わせたもの。
216	経済産業省	経24	高圧ガス販売主任者 [昭和26年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	・第一種販売主任者 ・第二種販売主任者	必置	なし	178,370 (昭和62年度からの累計)	8,963	試験	高圧ガス販売主任者試験 [昭和61年度]	都道府県知事	委託等	筆記試験	なし	12,124 [8,963]	5,500 ～ 7,600	地方公共団体の手数料に関する政令	(収入)7,729 (支出)53,965 (支出は、高圧ガス製造保安責任者試験、高圧ガス販売主任者試験、液化石油ガス設備士試験全ての費用並びに免状交付に係るものを含む。)
217	経済産業省	経25	高圧ガス移動監視者 [昭和40年度]	一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)	—	必置	なし	約75,000	1,223	①他資格(甲種化学責任者、乙種化学責任者、丙種化学責任者、甲種機械責任者又は乙種機械責任者) ②講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
218	経済産業省	経26	特定高圧ガス取扱主任者 [昭和44年度]	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)	—	必置	なし	約63,000	1,339	①実務経験 ②講習+実務経験 ③学歴+実務経験 ④他資格(甲種化学責任者、乙種化学責任者、丙種化学責任者、甲種機械責任者、乙種機械責任者又は第一種販売主任者)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録					更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態		登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)
				公害防止管理者等資格認定講習 [昭和46年度]	(社)産業環境管理協会 (社)日本砕石協会	推薦等	資格付与	①技術資格 ②学歴+実務経験	3,026 [2,465] 【(社)産業環境管理協会】 416 [323] 【(社)日本砕石協会】	14,000 ～ 31,000	講習機関が自分で決定	(収入) 7,233 (支出) 7,458 【(社)産業環境管理協会】 ※「公害防止主任管理者」及び「公害防止管理者」を合わせたもの。 (収入) 1,040 (支出) 1,040 【(社)日本砕石協会】								
				販売主任者試験(第一種販売講習、第二種販売講習) [昭和39年度]	高圧ガス保安協会、指定講習機関	委託等	試験科目の一部免除	なし	5,682 [3,722]	12,500 ～ 13000	高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	(収入) 7,429 (支出) 100,137 (支出) 100,137 は、製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動監視者、特定高圧ガス取扱主任者等の講習の実施費用の合計)								
				高圧ガス移動監視者 [昭和40年度]	高圧ガス保安協会	委託等	資格付与	なし	1,440 [1,223]	10,600 ～ 11,400	高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	(収入) 1,673 (支出) 100,137 (支出) 100,137 は、製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動監視者、特定高圧ガス取扱主任者等の講習の実施費用の合計)								
				特定高圧ガス取扱主任者 [昭和44年度]	高圧ガス保安協会	委託等	資格付与	なし	1,468 [1,339]	10,600	高圧ガス保安協会が経済産業大臣の認可を受け決定	(収入) 1,580 (支出) 100,137 (支出) 100,137 は、製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動監視者、特定高圧ガス取扱主任者等の講習の実施費用の合計)								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
219	経済産業省	経27	作業監督者 (鉱山保安 法に基づ く) [平成16年 度]	鉱山保安 法(昭和 24年法 律第70 号)	—	必 置	鉱業権 者	なし	3,521	不詳	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	
220	経済産業省	経28	作業監督者 (深海底鉱 業暫定措 置法に基づ く) [平成16年 度]	深海底 鉱業暫 定措置 法(昭和 57年法 律第64 号)	—	必 置	鉱業権 者	なし	0	0	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	
221	経済産業省	経29	保安管理者 (鉱山保安 法に基づ く) [平成16年 度]	鉱山保安 法(昭和 24年法 律第70 号)	—	必 置	鉱業権 者	なし	374	不詳	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	
222	経済産業省	経30	保安管理者 (深海底鉱 業暫定措 置法に基づ く) [平成16年 度]	深海底 鉱業暫 定措置 法(昭和 57年法 律第64 号)	—	必 置	鉱業権 者	なし	0	0	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	
223	経済産業省	経31	特種電気工 事資格者 [昭和63年 度]	電気工 事法(昭 和35年 法律第 139号)	・ネオン 工事 ・非常用 予備発電 装置工事	業 務 独 占	経済産 業大臣 [資格 認定証 の交付]	なし	59,235	552	○ネオン工 事： 他資格(電気 工事士)+実 務経験+講 習 ○非常用予 備発電装置 工事： 他資格(電気 工事士)+実 務経験+講 習	—	—	—	—	—	—	—	—	
224	経済産業省	経32	認定電気工 事従事者 [昭和62年 度]	電気工 事士法 (昭和35 年法律 第139 号)	—	業 務 独 占	経済産 業大臣 [認定 電気工 事資格 者認定 証の交 付]	なし	75,000	5,175	他資格(第1 種電気工事 士合格者又 は第2種電 気工事士等 かつ実務経 験又は講習)	—	—	—	—	—	—	—	—	
225	経済産業省	経33	充てん作業 者 [平成9年 度]	液化石 油ガスの 保安の確 保及び取 引の適正 化に関する 法律(昭 和42年 法律第 149号)	充てん作 業者	業 務 独 占	充てん 作業 者指 定施設 [養成 施設を 修了]	5(初 回のみ3 年間)	不詳	不詳	①養成施設 ②講習	—	—	—	—	—	—	—	—	

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				資格者認定講習 [昭和63年度]	(財)電気工事技術講習センター	推薦等	資格付与	他資格(電気工事士)	51 [47]	13,000 ～ 15,000	講習機関が独自で決定	(収入) 697 (支出) 3,923									
				認定電気工事従事者認定講習 [昭和63年度]	(財)電気工事技術講習センター	推薦等	資格付与	他資格(第二種電気工事士)	4,184 [3,985]	12,500	講習機関が独自で決定	(収入) 5,230 (支出) 4,373									
充てん作業 者養成施設 [企業等・ 10]	委託等	不詳 [163]	学校等により異なる。	充てん作業 者 [平成9年度]	高圧ガス保安協会	委託等	資格付与	なし	846 [1,480]	10,200 ～ 24,600	講習機関が独自で決定	810 (収入) 810 (支出) 100,137									再講習
				充てん作業 者(再講習) [平成9年度]	高圧ガス保安協会	委託等	義務	—	1524 [1,524]	7,200	講習機関が独自で決定	(収入) 1,100 (支出) 100,137									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
226	経済産業省	経34	中小企業診断士 [平成12年度]	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)	一	名称独占等 経済産業大臣[中小企業診断士登録証の交付]	5	19,100 (平成22年7月現在)	1,051	①試験+講習+登録 ②試験+実務経験+登録	中小企業診断士試験 [平成12年度]	(社)中小企業診断協会	委託等	○第1次試験：筆記試験 ○第2次試験：筆記試験・口述試験	なし	○第1次 15,056 [3,629] ○第2次 5,331 [951]	32,300	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第45条	○第1次 (収入) 290,721 (支出) 258,822 ○第2次 (収入) 100,634 (支出) 100,634
227	経済産業省	経35	核燃料取扱主任者 [昭和41年度]	核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和40年総理府令第37号)	一	業務独占 経済産業大臣[免状の交付]	なし	1,019	17	試験	核燃料取扱主任者試験 [昭和41年度]	経済産業大臣	直轄	筆記試験	なし	92 [17]	47,700	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条	(収入) 439 (支出) 103
228	経済産業省	経36	原子炉主任技術者※ [昭和32年度] <文部科学省(34)と共管>	核燃料物質、核燃料及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)	一	必置 文部科学大臣及び経済産業大臣[免状の交付]	なし	1,313	22	①試験 ②認定	原子炉主任技術者試験 [昭和32年度]	文部科学大臣及び経済産業大臣	直轄	筆記試験・口答試験	○筆記試験：なし ○口頭試験：①実務経験②講習	(筆記) 117 (口頭) 45 [22]	52,100	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第66条	(収入) 610 (支出) 251
229	国土交通省	国01	油濁防止管理者 [昭和45年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)	一	必置 地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖繩総合事務局長[選任]	なし	不詳	19	①他資格(海技免許)+承認+実務経験+選任 ②その他(船舶職員)+承認+実務経験+選任 ③他資格(海技免許)+承認+講習+選任 ④その他(船舶職員)+承認+講習+選任									

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許税] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	—	・養成課程 [平成17年 度] ・登録養成 課程 [平成17年 度]	養成課程 ：(独)中 小企業基 盤整備機 構 登録養成 課程：学 校法人法 政大学、 学校法人 梅村学 園、公益 財団法人 日本生産 性本部、 (株)日 本マンパ ワー、学 校法人票 本学園 (社)中 部産業連 盟、学校 法人東海 学園、学 校法人東 洋大学、 学校法人 千葉学 園、兵庫 県立大 学、学校 法人城西 大学	推薦 等	2次 試験 免除	1次 試験 合格 者	257 [254]	1,500,000 ～ 3,460,000	各機 関が 独自 で決 定	不詳	中小企 業 診断 士登 録簿 [不詳]	経済産 業 大臣	直轄	1,051	0 [—]	—	0	実務 経験 +再 講習
—	—	—	—	・理論政策 研修 [平成12年 度] ・理論政策 更新研修 [平成12年 度]	理論政策 研修： (独)中 小企業 基盤 整備機 構、 理論政策 更新研 修：(社) 中小企 業診 断協 会、(株) 実践ク オリ ティ ス テ ム ズ、(株) 経営教 育 総合 研究 所、(株) あき ない 総合 研究 所	推薦 等	更新 要件 の1 つ	—	15,127 [15,127]	5,000 ～ 6,000	講習機 関が 独自 で決 定	(収入) 8,465 (支出) 9,237 【(社)中 小企業 診断 協会】	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	油濁防止管 理者を養成 とする講習 として国土 交通大臣が 定める講習 [昭和45年 度]	国土交通 大臣	直轄	資格 取得 要件 の充 足	なし	29 [26]	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
230	国土交通省	国02	有害液体汚染防止管理者 [昭和58年度]	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)	—	業務独占 地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖繩総合事務局長 [選任]	なし	不詳	0	①他資格(海技免許)+承認+実務経験 ②その他(船舶職員)+承認+実務経験 ③他資格(海技免許)+承認+講習 ④その他(船舶職員)+承認+講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
231	国土交通省	国03	溶接工 [平成10年度]	船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号)	溶接母材や溶接姿勢等に応じて区別	業務独占 地方運輸局長等 [合格証明書の交付]	3	653	183	試験	溶接技りょう試験 [平成10年度]	地方運輸局長等	直轄	実技試験	不詳	183 [183]	2,950	船舶構造規則第8条	不詳
232	国土交通省	国04	水先人 [昭和24年度]	水先法(昭和24年法律第121号)	・一級水先人 ・二級水先人 ・三級水先人	業務独占 国土交通大臣 [水先人名簿への登録]	5	676	34	①講習 ②試験	水先人試験 [昭和24年度]	国土交通大臣	直轄	身体検査・筆記試験・口述試験	なし	44 [34]	21,600	水先法施行規則第25条第1項	(収入)83 (支出)不詳
233	国土交通省	国05	船舶料理士 [昭和50年度]	船舶法(昭和22年法律第100号)	—	必置 国土交通大臣 [船舶料理士資格証明書の交付]	なし	不詳	151	①年齢+実務経験+承認+試験 ②年齢+実務経験+承認+学歴 ③年齢+実務経験+他資格(調理師等)等	船舶料理士試験 [昭和50年度]	(財)日本船員福利雇用促進センター、船員災害防止協会	委託等	筆記試験・実技試験	年齢+実務経験	88 [79]	45,600 ～ 75,000	試験機関が独自で決定	(収入)638 (支出)456
234	国土交通省	国06	救命艇手 [昭和8年度]	船舶法(昭和22年法律第100号)	・救命艇手 ・限定救命艇手	必置 地方運輸局長 [救命艇手(限定救命艇手)適任証書の交付]	なし	不詳	330	○救命艇手：①年齢+実務経験、②年齢+実務経験+試験、③年齢+他資格(海技免許)、④年齢+学歴、⑤年齢+認定 ○限定救命艇手：①年齢+実務経験+試験、②年齢+実務経験+他資格 ○海技免許 ③年齢+実務経験+学歴 ④年齢+実務経験+講習 ⑤年齢+実務経験+認定	救命艇手試験 [不詳]	国土交通大臣	直轄	筆記試験・実技試験・口述試験(外国人船員対象)	年齢+実務経験	19 [11]	5,000	船舶法関係手数料令第6項	(収入)6 (支出)10
235	国土交通省	国07	衛生管理者 [昭和37年度]	船舶法(昭和22年法律第100号)	—	必置 地方運輸局長 [衛生管理者適任証書の交付]	なし	不詳	640	①試験 ②他資格(医師等) ③他資格(衛生管理者)+実務経験 ④講習 ⑤認定	衛生管理者試験 [昭和37年度]	国土交通省本省、地方運輸局	直轄	筆記試験・実技試験	年齢	5 [4]	5,400	船舶法関係手数料令第3項	(収入)32,400 (支出)不詳

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)
				・登録消防講習 [平成16年度] ・登録学科講習 [平成16年度]	(独)海上災害防止センター	委託等	資格取得要件の一部	なし	50 [50]	115,000	講習機関が独自で決定	(収入) 575 (支出) 700								
				水先人養成課程 [平成19年度]	国立大学法人神戸大学、(独)海技教育機構、国立大学法人東京海洋大学	推薦等	資格取得要件	なし	不詳	不詳	講習機関が独自で決定	不詳								再講習
				登録水先免許更新講習 [平成19年度]	国立大学法人神戸大学、(独)海技教育機構、国立大学法人東京海洋大学	推薦等	更新要件	なし	不詳	不詳	講習機関が独自で決定	不詳								
				限定救命艇手登録講習 [平成16年度]	(独)海技教育機構	推薦等	資格付与	なし	限定救命艇手 38 [38]	10,000	講習機関が独自で決定	(収入) 38 (支出) 8								
				衛生管理者登録講習 [平成16年度]	船員災害防止協会	推薦等	試験免除	なし	81 [80]	100,000 ～ 115,000	講習機関が独自で決定	(収入) 591 (支出) 447								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験										
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)		
236	国土交通省	国08	主任技術者 [昭和41年 度]	小型船舶 法(昭和 41年法律 第119号)	—	必置	事業者 [選任]	なし	不詳	不詳	①学歴+実 務経験 ②学歴+実 務経験+講 習 ③実務経験 +講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
237	国土交通省	国09	海技士(航海) [昭和26年 度]	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法(昭和 26年法律 第149号)	・一級海 技士(航海) ・二級海 技士(航海) ・三級海 技士(航海) ・四級海 技士(航海) ・五級海 技士(航海) ・六級海 技士(航海)	業務独 占	国土交通大臣 [海技 士免許 原簿へ の登録]	5	185,093	1,719	①試験 ②講習	海技士(航海)国家試験 [昭和26年 度]	国土交通 大臣	直轄	身体検査・筆 記試験・口 述試験	実務経験	5,610 [1,741]	3,270 ～ 15,570	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法施行規則 第143条	(収入) 3,314 (支出) 不詳		
238	国土交通省	国10	海技士(機関) [昭和26年 度]	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法(昭和 26年法律 第149号)	・一級海 技士(機関) ・二級海 技士(機関) ・三級海 技士(機関) ・四級海 技士(機関) ・五級海 技士(機関) ・六級海 技士(機関)	業務独 占	国土交通大臣 [海技 士免許 原簿へ の登録]	5	169,166	1162	①試験 ②講習	海技士(機関)国家試験 [昭和26年 度]	国土交通 大臣	直轄	身体検査・筆 記試験・口 述試験	実務経験	3,708 [1,143]	3,270 ～ 15,570	船舶職員及び 小型船舶操縦 者法施行規則 第143条	(収入) 2,191 (支出) 不詳		

養成施設			講習							登録						更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)	
—	—	—	登録講習 [平成16年 度]	(社)日本 中小小型 造船工業 会	推薦等	学歴・実 務経験の 短縮	なし	98 [50]	80,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 579 (支出) 649	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	海技免許講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	資格取 得要件	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	実務 経験 等
—	—	—	海技免状更 新講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	更新 要件	—	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	実務 経験 等
—	—	—	海技免許講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	資格取 得要件	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	実務 経験 等
—	—	—	海技免状更 新講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	更新 要件	—	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	実務 経験 等

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
239	国土交通省	国11	海技士(通信) [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)	・一級海技士(通信) ・二級海技士(通信) ・三級海技士(通信)	業務独占	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]	5	17,706	9	①試験 ②講習	海技士(通信)国家試験 [昭和26年度]	国土交通大臣	直轄	筆記試験・身体検査	実務経験+他資格(無線従事者)	13 [10]	3,570 ～ 5,870	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第143条	(収入) 5 (支出) 不詳
240	国土交通省	国12	海技士(電子通信) [平成3年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)	・一級海技士(電子通信) ・二級海技士(電子通信) ・三級海技士(電子通信) ・四級海技士(電子通信)	業務独占	国土交通大臣 [海技士免許原簿への登録]	5	4,735	559	①試験 ②講習	海技士(電子通信)国家試験 [平成3年度]	国土交通大臣	直轄	筆記試験・身体検査	実務経験+他資格(無線従事者)	753 [605]	3,570 ～ 5,870	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第143条	(収入) 764 (支出) 不詳
241	国土交通省	国13	小型船舶操縦士 [昭和26年度]	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)	・一級小型船舶操縦士 ・二級小型船舶操縦士 ・特殊小型船舶操縦士	業務独占	国土交通大臣 [小型船舶操縦士免許原簿への登録]	5	3,196,814	52,845	試験	小型船舶操縦士国家試験 [昭和48年度]	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	委託等	筆記試験・身体検査・実技試験	年齢	33,168 [27,292]	20,100 ～ 27,700	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第144条	(収入) 65,869 (支出) 62,169
242	国土交通省	国14	耐空検査員 [昭和29年度]	航空法(昭和27年法律第231号)	—	業務独占	国土交通大臣 [耐空検査員の証の交付]	なし	34	0	①年齢+その他(技能証明) ②年齢+認定 ③実務経験 ③講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習							登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態 講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
			海技免許講習 [昭和58年度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	資格 取得 要件	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳							実務 経験 等
			海技免許更 新講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	更新 要件		不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳							
			海技免許講習 [平成3年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	資格 取得 要件	なし	不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳							実務 経験 等
			海技免許更 新講習 [昭和58年 度]	(独)水産 大学校、 山口県立 水産高 校、海上 保安大学 校、海上 自衛隊第 2術科学 校等	推薦等	更新 要件		不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳							
			操縦免許証 更新講習 [昭和58年 度]	宇城市立 九州海技 学院、 (有)マ リンテク ノ東京	推薦等	不詳		不詳	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳							実務 経験 等
			耐空検査員 の認定に係 る講習 [平成9年 度]	国土交通 大臣	直轄	資格 取得 要件の 一部	①年齢 ②他資 格 ③実務 経験	0 [0]	0		(収入) 0 (支出) 0							

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実 技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
243	国土交通省	国15	航空従事者 [昭和27年 度]	航空法 (昭和27 年法律 第231 号)	・定期運 送用操縦 士 ・事業用 操縦士 ・自家用 操縦士 ・一等航 空士 ・二等航 空士 ・航空機 関士 ・航空通 信士 ・一等航 空整備士 ・二等航 空整備士 ・一等航 空運行整 備士 ・二等航 空運行整 備士 ・航空工 場整備士 ・航空英 語能力証 明 ・計器飛 行証明 ・操縦教 育証明 ・運行管 理者	業務独 占	国土交 通大臣 [航空 従事者 技能証 明書の 交付]	航空英 語能力 証明: レベル により 3 年、6 年又は 無限 その他: なし	105,747	5,189	①年齢+実 務経験+試 験 ②年齢+実 務経験+試 験+その他 (技能証明) ※英語能力 証明、操縦 教育証明、 計器飛行証 明のみ	航空従事者 技能証明等 試験 [不詳]	国土交通 大臣	直轄	筆記試 験・実 技試験	①年齢+実務 経験 ②養成施設	6,392 [3,338]	(学科) 5,600 ～ 22,600 (実地) 22,800 ～ 67,400	航空法 関係手 続料令 第3条	(収入) 9,296 (支出) 4,166	
244	国土交通省	国16	運航管理者 (海上旅客) [昭和46年 度] (海上貨物) [平成16年 度]	海上運 送法(昭 和24年 法律第 187号) 内航海 運業法 (昭和27 年法律 第151 号)	—	必 置	地方運 輸局長 (一 部、国 土交通 大臣) [選任]	なし	不詳	700	○運航管理 者(一般旅 客):①年齢 +実務経 験、②年齢 +その他(船 長として乗 り組む資 格)、③年齢 +認定 ○運航管理 者(対外旅 客):①年齢 +実務経 験、②年齢 +認定 ○運航管理 者(人の運送 をする内航 貨物):①年 齢+実務経 験、②年齢 +その他(船 長として乗 り組む資 格)、③年齢 +認定 ○運航管理 者(人の運送 をする外 航):①年齢 +実務経 験、②年齢 +認定 ○運航管理 者(内航海 運):①年齢 +実務経 験、②年齢 +認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
245	国土交通省	国17	安全統括管 理者(海上) [平成18年 度]	海上運 送法(昭 和24年 法律第 187号) 内航海 運業法 (昭和27 年法律 第151 号)	—	必 置	地方運 輸局長 (一 部、国 土交通 大臣) [選任]	なし	不詳	677	○海上運送 法 ①実務経験 ②認定 ○内航海運 業法 ①実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習									登録					更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
指定航空従事等養成施設 [航空運送事業者、航空機使用事業者、専門学校等、23]	委託等	2,495 [2,332]	不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	航空従事者技能証明(英語能力証明)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
246	国 土 交 通 省	国 18	動力車操縦者 [昭和31年 度]	動力車操縦者 に関する省令(昭和 31年運輸省令 第43号)	・甲種蒸気機関車 運転免許 ・甲種電 気車運転 免許 ・甲種内 燃車運転 免許 ・新幹線 電気車運 転免許 ・第一種 磁気誘導 式電気運 転免許 ・第二種 磁気誘導 式電気車 運転免許 ・第一種 磁気誘導 式内燃車 運転免許 ・第二種 磁気誘導 式内燃車 運転免許 ・乙種蒸 気機関車 運転免許 ・乙種電 気車運転 免許 ・乙種内 燃車運転 免許 ・無軌条 電車運転 免許	業務独 占	地方運 輸局長 [運転証 の交付]	なし	170,650	4,097	試験	動力車操縦 者試験 [昭和31年 度]	地方運輸 局長	直轄	身体検 査・適 性検 査、筆 記試 験・技 能試験	①年齢 ②その他	不詳	22,100	動力車 操縦者 運転免 許に関する 省令22条	不詳
247	国 土 交 通 省	国 19	海事代理士 [昭和25年 度]	海事代理士法(昭和26 年法律第32号)	—	業務独 占	国土交 通大臣 [不詳]	なし	3,728	132	①試験+登 録 ②認定+登 録	海事代理士 試験 [昭和25年 度]	国土交通 大臣	直轄	筆記試 験・口 述試験	なし	319 [132]	6,800	海事代 理士法 関係科 目第1項	(収入) 282 (支出) 202
248	国 土 交 通 省	国 20	海事補佐人 [昭和22年 度]	海難審 判法(昭 和22年 法律第 135号)	—	業務独 占	海難審 判所長 [海事 補佐人 として 登録す る者を 官報公 示し、 海事補 佐人登 録簿へ の登録]	なし	1,212	25	登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
249	国 土 交 通 省	国 21	旅行業務取 扱管理者 [昭和47年 度]	旅行業 法(昭和 27年法 律第239 号)	・総合 ・国内	必 置	観光庁 長官 [合格 証の交 付]	なし	292,563	9,833	試験	・総合旅行 業務取扱 管理者試 験 [昭和47年 度] ・国内旅行 業務取扱 管理者試 験 [昭和47年 度]	○総合： (社)日本 旅行業協 会 ○国内： (社)全国 旅行業協 会	委託等	筆記試 験	なし	○総合： 12,664 [3,229] ○国内： 16,470 [6,604]	○総合 6,500 ○国内 5,800	旅行業 法施行 令第4 条	○総合 (収入) 9,994 (支出) 10,535 ○国内 (収入) 10,842 (支出) 11,957
250	国 土 交 通 省	国 22	旅程管理者 のうち主任 [昭和57年 度]	旅行業 法(昭和 27年法 律第239 号)	—	必 置	企画旅 行を 実施す る旅行 業者 [主任 者証を 発行]	なし	不詳	不詳	講習+実務 経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録 免許料〕 (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
動力車操縦 車養成所 〔鉄道事業者等・37〕	委託等	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	海事代理 士名簿 〔昭和25 年度〕	国土交通 大臣	直轄	78	0 〔30,000〕	—	(収入) 8 (支出) 8	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	海事補佐 人登録簿 〔昭和22 年度〕	海難審判 所長	直轄	25	0 〔30,000〕	—	(収入) 0 (支出) 1	
—	—	—	—	・総合旅行 業務取扱管 理者研修 〔昭和47年 度〕 ・国内旅行 業務取扱管 理者研修 〔昭和47年 度〕	○総合 (社)日本 旅行業協 会 ○国内 (社)全国 旅行業協 会	推薦等 ○国内 試験科目 の一部免 除 ○国内 試験科目 の一部免 除	○総合 :実務 経験 ○国内 :実務 経験	○総合: 2,201 〔998〕 ○国内: 411 〔285〕	○総合 31,500 ～ 37,800 ○国内 24,500 ～ 32,000	講習機 関が独 自で決 定	○総合: (収入) 7,441 (支出) 7,314 ○国内: (収入) 1,135 (支出) 1,262	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	旅程管理 研修〔昭 和57年 度(平成17 年度)〕	(社)日本 旅行業協 会、(社) 全国旅行 業協会、 (社)全国 農協観光 協会、 (社)日本 添乗サー ビス協会	資格 取得要 件の一 部 推薦等	実務経 験	○総合旅 程管理 研修: 3,458 〔3,340〕 ○国内旅 程管理 研修: 5,675 〔5,552〕	不詳	講習機 関が独 自で決 定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・口 述試験)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
251	国 土 交 通 省	国 23	通訳案内士 [昭和24年 度]	通訳案内士法 (昭和24 年法律 第210号)	—	業務独 占	都道府 県知事 [登録]	なし	13,530	1,029	試験	通訳案内士 試験 [昭和24年 度]	(独)国 際観光振 興機構	委託等	筆記試 験・口 述試験	なし	8,078 [1,225]	8,700	通訳案 内士法 施行規 則第6 条	(収入) 8,178 (支出) 10,657
252	国 土 交 通 省	国 24	地域伝統芸 能等通訳案 内業 [平成4年 度]	地域伝統芸 能等を活 用した行 事の実 施による 観光及び 特定地 域商工 業の振 興に関 する法 律(平成 4年法律 第88号)	—	業務独 占	国土交 通大臣 [認定 証の交 付]	なし	不詳	不詳	認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
253	国 土 交 通 省	国 25	地域限定通 訳案内士 [平成9年 度]	外国人 観光客 の旅行 の容易 化等 の促進 による 国際 観光 の振興 に関する 法律 (平成9 年法律 第91号)	—	業務独 占	都道府 県知事 [登録]	なし	157	93	試験	地域限定通 訳士試験 [平成19 年度]	都道府 県知 事	直轄	筆記試 験・口 述試験	不詳	不詳	不詳	地方公 共団 体が 独自 で決 定	不詳
254	国 土 交 通 省	国 26	観光圏内限 定旅行業務 取扱管理者 [平成20年 度]	観光圏 の整備 による 観光旅 客の来 訪及び 滞在の 促進に 関する 法律 (平成 20年 法律第 39号)	—	必 置	国土交 通大臣 [修了 証明書 を交 付]	5(原 則)	359	268	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
255	国 土 交 通 省	国 27	検数人 [昭和24年 度]	港湾運 送事業 法(昭和 26年法 律第 161)	—	必 置	—	なし	不詳	不詳	実務経験+ 講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
256	国 土 交 通 省	国 28	鑑定人 [昭和24年 度]	港湾運 送事業 法(昭和 26年法 律第 161)	—	必 置	—	なし	不詳	不詳	実務経験+ 講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
257	国 土 交 通 省	国 29	検量人 [昭和24年 度]	港湾運 送事業 法(昭和 26年法 律第 161)	—	必 置	—	なし	不詳	不詳	実務経験+ 講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
258	国 土 交 通 省	国 30	整備管理者 [昭和26年 度]	道路運 送車両 法(昭和 26年法 律第185 号)	—	必 置	地方運 輸局長 [届出]	なし	168,990	25,758	①実務経験 +講習 ②試験(自動 車整備士) ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
				観光圏内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修 [平成20年度]	国土交通大臣又は地方運輸局長	直轄	資格付与	実務経験	268 [268]	5,000	不詳	(収入) 0 (支出) 86								
				不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳								
				不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳								
				不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳								
				整備管理者選任前研修 [平成15年度]	地方運輸局長	直轄	資格取得要件の一部	なし	26,595 [26,595]	0		(収入) 0 (支出) 1,555								
				整備管理者選任後研修 [昭和26年度]	地方運輸局長	直轄	義務		47,134 [47,134]	0										

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実 技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
259	国 土 交 通 省	国 31	自動車整備士 [昭和24年 度]	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	・一級大型自動車整備士 ・一級小型自動車整備士 ・一級二輪自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士 ・二級自動車シャシ整備士 ・二級二輪自動車整備士 ・三級自動車シャシ整備士 ・二級ガソリン・エンジン整備士 ・三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 ・三級二輪自動車整備士 ・自動車タイヤ整備士 ・自動車電気装置整備士 ・自動車車体整備士	必 置	国土交通大臣 [合格証書の交付]	なし	2,999,964	39,814	①試験 ②養成施設+試験(一部)+申請 ③登録試験+申請 ④試験+他資格(職業訓練指導員)+申請 ⑤その他	自動車整備士技能検定 [昭和24年度]	国土交通大臣	直轄	学科試験・実技試験	○一級自動車整備士 ①下位資格+実務経験、②養成施設 ○二級ガソリン、ジーゼル、二輪自動車整備士 ①下位資格+実務経験、②他試験(職業訓練指導員等)+実務経験、③養成施設、④その他(職業訓練) ○二級自動車シャシ整備士 ①下位資格+実務経験、②他試験(職業訓練指導員等)+実務経験、③養成施設、④その他(職業訓練) ○二級自動車整備士 ①実務経験、②他資格(自動車タイヤ整備士等)、③養成施設、④その他(職業訓練)	39,885 [39,814]	7,200 (試験の全部免除者: 2,450)	道路運送車両法関係手数料令第1条	(収入) 9,819 (支出) 2,719
												自動車整備士技能登録 [平成15年度]	(社)日本自動車整備振興会 連合会	推薦等	学科試験・実技試験	○一級自動車整備士 ①下位資格+実務経験、②養成施設 ○二級ガソリン、ジーゼル、二輪自動車整備士 ①下位資格+実務経験、②他試験(職業訓練指導員等)+実務経験、③養成施設、④その他(職業訓練) ○二級自動車シャシ整備士 ①下位資格+実務経験、②他試験(職業訓練指導員等)+実務経験、③養成施設、④その他(職業訓練) ○三級自動車整備士 ①実務経験、②他資格(自動車タイヤ整備士等)、③養成施設、④その他(職業訓練)	48,985 [32,514]	一級学科 6,200 一級以外 学科 4,200 実技 12,000	登録試験機関が独自で決定	(収入) 15,264 (支出) 14,765
260	国 土 交 通 省	国 32	整備主任者 [平成10年 度]	道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)	—	必 置	運輸監理部長又は運輸支局長 [選任を届出]	なし	219,306	29,785	試験(自動車整備士)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習									登録						更新方法		
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数	登録料〔登録免許料〕 (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)
自動車整備士の養成施設等 〔専門学校等・335〕	委託等	不明 〔28,186〕	不詳（統計資料がないため不明）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	整備主任者研修 〔平成10年度〕	運輸監理部長又は運輸支局長（社）東京都自動車整備振興会等	推薦等	義務	—	法令： 125,189 〔125,189〕 技術： 124,013 〔124,013〕	0	—	(収入) 0 (支出) 1,872	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
261	国土交通省	国33	登録運転者 [昭和45年 度]	タクシー業 務適正化特 別措置法(昭 和45年法律 第75号)	—	業務独占	登録実 施機関 [「講習 修了証」の 付与]	なし	261,745	26,251	①講習+登 録	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
262	国土交通省	国34	運行管理者 (旅客自動 車) [平成13年 度]	道路運 送法(昭 和26年法 律第183号)	—	業務独占	地方運 輸局長 [「運 行管理 者資格 証」の 交付]	なし	100,612	8,171	①実務経験 等 ②試験	運行管理 者試験(旅 客) [平成13年 度]	(財)運行 管理者試 験セン ター	委託等	筆記試 験	①実務経験 ②講習	14,070 [7,766]	6,000	旅客自 動車運 送事業 運輸規 則第67 条	(収入) 46,883 (支出) 39,191	
263	国土交通省	国35	安全統括管 理者(旅客 自動車) [平成18年 度]	道路運 送法(昭 和26年法 律第183号)	—	必置	地方運 輸局長 又は国 土交通 大臣 [選任 届の受 理]	なし	161	161	実務経験+ 選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠
—	—	—	—	タクシー業務適正化特別措置法に基づく指定地域内のタクシー運転者登録に当たっての講習 [平成20年度(講習の義務付け)]	(財)東京タクシーセンター、(財)大阪タクシーセンター等	委託等	資格付与	なし	24,859 [24,738]	1,500 ～ 15,000	講習機関が独自で決定	(収入)10,882 (支出)28,043 (13登録実施機関の合計)	タクシー運転者登録原簿 [昭和45年度]	(財)東京タクシーセンター、(財)大阪タクシーセンター等	委託等	26,251	500 ～ 5,000 [—]	登録機関が独自で決定	(収入)16,260 (支出)16,201 (13登録機関の合計)
—	—	—	—	・国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習(基礎講習)(運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習) ・国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習(一般講習)(運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習) [平成13年度]	(独)自動車事故対策機構	委託等	○基礎講習：実務経験の代替 ○一般講習：資格要件の一部	なし	○基礎講習：41,020 [41,020] ○一般講習：95,907 [95,907]	○基礎講習：8,500 ○一般講習：3,000	講習機関が独自で決定	○基礎講習：(収入)34,867 (支出)20,642 ○一般講習：(収入)28,772 (支出)10,656	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実 施 形 態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
264	国土交通省	国36	運行管理者 (貨物自動車) [平成2年 度]	貨物自動車運 送事業法(平成 元年法律第83 号)	—	業務独 占	地方運 輸局長 [「運 行管理 者証」 の交付]	なし	475,133	30,108	①実務経験 等 ②試験	運行管理者 試験(貨物) [平成2年 度]	(財)運行 管理者試 験セン ター	委託等	筆記試 験	①実務経験 ②講習	58,637 [29,665]	6,000	貨物自 動車運 送事業 輸送安 全規則 第48条	(収入) 46,883 (支出) 39,191
265	国土交通省	国37	安全統括管 理者(貨物 自動車) [平成18年 度]	貨物自動車運 送事業法(平成 元年法律第83 号)	—	必 置	地方運 輸局長 又は国 土交通 大臣 [選任 届の受理]	なし	154	154	実務経験+ 選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
266	国土交通省	国38	索道技術管 理者 [昭和61年 度]	鉄道事 業法(昭 和61年 法律第 92号)	—	業 務 独 占	— [※参 考(索 道技術 管理者 の選 任・解 任の届 出の義 務)]	なし	927	157	①実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
267	国土交通省	国39	安全統括管 理者(索道) [平成18年 度]	鉄道事 業法(昭 和61年 法律第 92号)	—	業 務 独 占	— [※参 考(安 全統括 管理者 の選 任・解 任の届 出の義 務)]	なし	603	106	①実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
268	国土交通省	国40	安全統括管 理者(鉄道) [平成18年 度]	鉄道事 業法(昭 和61年 法律第 92号)	—	業 務 独 占	— [※参 考(安 全統括 管理者 の選 任・解 任の届 出の義 務)]	なし	213	43	実務経験+ 選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録					更新方法				
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位置 付け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態	登録者数		登録料[登 録免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)	
-	-	-	・国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習(基礎講習)(運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習) ・国土交通大臣が認定する運行の管理に関する講習(一般講習)(運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習) [平成2年度]	(独)自動車事故対策機構	委託等	○基礎講習：実務経験の代替 ○一般講習：格取得要件の一部	なし	○基礎講習：41,020 [41,020] ○一般講習：95,907 [95,907]	○基礎講習：8,500 ○一般講習：3,000	講習機関が独自で決定	○基礎講習：(収入)34,867 (支出)20,642 ○一般講習：(収入)28,772 (支出)10,656	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
269	国土交通省	国41	設計管理者 [平成11年 度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	—	業務独占	国土交通大臣又は地方運輸局長 [選任]	なし(認定を受けた事務所は、定期的に更新を受ける必要がある。)	171	61	①実務経験+試験(他資格) ②実務経験+他資格(第一種電気主任技術者) ③実務経験+認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
270	国土交通省	国42	竣工確認者 [平成11年 度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	—	業務独占	— [選任]	なし(認定を受けた事務所は、定期的に更新を受ける必要がある。)	2,304	511	①実務経験+認定 ②学歴+実務経験+認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
271	国土交通省	国43	竣工確認管理者 [平成11年 度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	—	業務独占	— [選任]	なし(認定を受けた事務所は、定期的に更新を受ける必要がある。)	185	60	実務経験+認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
272	国土交通省	国44	業務統括管理者 [平成11年 度]	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)	—	業務独占	— [選任]	なし(認定を受けた事務所は、定期的に更新を受ける必要がある。)	62	21	選任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
273	国土交通省	国45	気象予報士 [平成6年 度]	気象業務法(昭和27年法律第165号)	—	必置	気象庁長官 [登録]	なし	7,526	449	試験+登録	気象予報士試験 [平成6年度]	(財)気象業務支援センター	委託等	筆記試験	なし	9,390 [446]	11,400	気象業務法施行規則第40条	(収入) 12,260 (支出) 12,658
274	国土交通省	国46	認定機長 [昭和27年 度]	航空法(昭和27年法律第231号)	—	業務独占	国土交通大臣又は地方航空局長 [認定通知書の交付]	1	3,823	420	その他(審査)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
275	国土交通省	国47	査察操縦士 [昭和46年 度]	航空法(昭和27年法律第231号)	—	業務独占	国土交通大臣又は地方航空局長 [認定通知書の交付]	1	191	48	その他(審査)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設			講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位 置付 け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態	登録者数	登録料[登 録免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	法令等上の 名称はなし ※更新要件 とはなっ ていないが、 受講するよ う法令等に 義務付けら れている。 [平成11年 度]	国土交通 大臣	直轄	義務	—	175 [175]	0	—	(収入) 0 (支出) 不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	法令等上の 名称はなし ※更新要件 とはなっ ていないが、 受講するよ う法令等に 義務付けら れている。 [平成11年 度]	国土交通 大臣	直轄	義務	—	157 [157]	0	—	(収入) 0 (支出) 不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	法令等上の 名称はなし ※更新要件 とはなっ ていないが、 受講するよ う法令等に 義務付けら れている。 [平成11年 度]	国土交通 大臣	直轄	義務	—	不詳	0	—	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	気象予報 士名簿 [平成6 年度]	気象庁長 官	直轄	449	3,600 [—]	気象業 務法施 行規則 第40条	(収入) 162 (支出) 148	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	審査
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	審査

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	資格 付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
								総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
276	国土交通省	国48	不動産鑑定士 [昭和39年度]	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年号率第152号)	・不動産鑑定士 ・不動産鑑定士補	業務独占	国土交通大臣[登録、登録通知書を送付]	なし	9,003 (平成22年1月1日現在)	269	試験+その他(実務修習)+登録	不動産鑑定士試験 [昭和39年度]	国土交通省土地鑑定委員会	直轄	筆記試験	なし	(短答式) 2,835 [752] (論文式) 1,230 [124]	13,000	不動産の鑑定評価に関する法律施行令第1条	(収入) 5,528 (支出) 4,704
277	国土交通省	国49	土木施工管理技士 [昭和44年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級土木施工管理技士 ・2級土木施工管理技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	1,890,924	13,472	試験	土木施工管理技術検定試験 [昭和63年度]	(財)全国建設研修センター	委託等	筆記試験	実務経験	○1級: (学科) 40,572 (実地) 37,948 [6,544] ○2級: (学科) 5,662 (学科・実地) 32,972 (実地) 7,549 [6,928]	8,200 ～ 16,400	建設業法施行令第27条の10	(収入) 96,840 (支出) 111,677
278	国土交通省	国50	建設機械施工技士 [昭和35年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級建設機械施工技士 ・2級建設機械施工技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	167,019	3,365	試験	建設機械施工技術検定試験 [昭和63年度]	(社)日本建設機械化協会	委託等	筆記試験・実技試験	実務経験	○1級: (学科) 2,884 (実地) 631 [551] ○2級: (学科) 4,564 (実地) 3,511 [2,814]	31,700 ～ 63,400	建設業法施行令第27条の10	(収入) 16,969 (支出) 18,244
279	国土交通省	国51	管工事施工管理技士 [昭和47年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級管工事施工管理技士 ・2級管工事施工管理技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	515,912	10,967	試験	管工事施工管理技術検定試験 [昭和63年度]	(財)全国建設研修センター	委託等	筆記試験	実務経験	○1級: (学科) 22,814 (実地) 8,147 [4,950] ○2級: (学科) 517 (学科・実地) 15,288 (実地) 2,694 [6,017]	8,500 ～ 17,000	建設業法施行令第27条の10	(収入) 40,676 (支出) 48,203
280	国土交通省	国52	造園施工管理技士 [昭和50年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級造園施工管理技士 ・2級造園施工管理技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	265,121	2,248	試験	造園施工管理技術検定試験 [昭和63年度]	(財)全国建設研修センター	委託等	筆記試験	実務経験	○1級: (学科) 6,746 (実地) 2,903 [694] ○2級: (学科) 777 (学科・実地) 5,050 (実地) 1,094 [1,554]	10,400 ～ 20,800	建設業法施行令第27条の10	(収入) 16,260 (支出) 25,042
281	国土交通省	国53	建築施工管理技士 [昭和58年度]	建設業法(昭和24年法律第100号)	・1級建築施工管理技士 ・2級建築施工管理技士	名称独占等	国土交通大臣[合格証明書の交付]	なし	601,312	13,807	試験	建築施工管理技術検定試験 [昭和63年度]	(財)建設振興基金	委託等	筆記試験	実務経験	○1級: (学科) 29,545 (実地) 19,287 [6,931] ○2級: (学科) 6,211 (学科・実地) 21,248 (実地) 6,035 [6,876]	9,400 ～ 18,800	建設業法施行令第27条の10	(収入) 71,206 (支出) 74,762

養成施設			講習								登録					更新方法					
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	講習 の位置 付け	受講 資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定 根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿 名 [創設年 度]	実施 主体	実施 形態	登録者数		登録料[登 録免許料] (単価)	設定 根拠	登録料 収支 (万円)		
-	-	-	実務修習 [平成18年 度]	(社)日本 不動産鑑 定協会	推 薦等	資 格 取 得 要 件	試験	366 [212]	299,200 (ただ し、実務 経験を有 する者に ついては 減額、実 務修習実 施機関が 大学の場 合は別途 費用負担 がある。)	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 10,113 (支出) 8,882	不動産鑑 定士(補)名簿 [昭和39 年度]	国土交通 大臣	直轄	○不動産 鑑定士： 268 ○不動産 鑑定士 補： 1	0 [不動産 鑑定士 60,000] [不動産 鑑定士補 30,000]	-	不詳	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
282	国 土 交 通 省	国 54	電気工事施 工管理技士 [昭和63年 度]	建設業法(昭和 24年法律第100 号)	・1級電 気工事施 工管理技 士 ・2級電 気工事施 工管理技 士	名称独 占等	国土交 通大臣 [合格 証明書 の交付]	なし	368,850	9,356	試験	電気工事施 工管理技術 検定試験 [昭和63年 度]	(財)建設 業振興基 金	委託等	筆記試 験	実務経験	○1級: (学科) 20,851 (実地) 8,371 [5,832] ○2級: (学科) 827 (学科 ・実地) 7,713 (実地) 1,352 [3,524]	11,800 ～ 23,600	建設業 法施行 令第27 条の10	(収入) 44,702 (支出) 49,194
283	国 土 交 通 省	国 55	解体工事施 工技士 [平成3年 度]	解体工事 業に係る登 録等に関 する省令(平 成13年国 土交通省 令第92号)	—	名称独 占等	(社)全 国解体工 事業団 体連合 会[登録 試験合 格証明 書の交 付]	なし	14,348	833	試験	国土交通 大臣の登 録を受けた 試験(解 体工事施 工技士試 験) [平成3年 度]	(社)全 国解体工 事業団 体連合 会	委託等	筆記試 験	実務経験	1,434 [833]	17,850	試験機 関が独 自で決 定	(収入) 2,697 (支出) 2,164
284	国 土 交 通 省	国 56	浄化槽設 備士※ [昭和58 年度] <環境省 (309)と 共管>	浄化槽法(昭和 58年法律第43 号)	—	業務 独占	国土交 通大臣 [浄化 槽設 備士免 状の交 付]	なし	82,364	900	①試験 ②講習	浄化槽設 備士試 験 [昭和58 年度]	(財)浄 化槽設 備士セ ンター	委託等	筆記試 験	実務経験	1,209 [344]	23,600	浄化槽 法施行 令第3 条第1 項第4 号	(収入) 2,853 (支出) 2,979
285	国 土 交 通 省	国 57	宅地建物 取引主任 者 [昭和33 年度]	宅地建物 取引業法(昭 和27年 法律第176 号)	—	必 置	都道府 県知事 [宅地 建物取 引主任 者証の 交付]	5(主 任者 証)	472,940	32,980	①試験+実 務経験+登 録 ②実務経験 +講習+試 験+登録	宅地建物 取引主任 者資格 試験 [昭和61 年度]	(財)不 動産取 引推進 機構	委託等	筆記試 験	なし	241,944 [34,918]	7,000	地方公 共団 体が 独自 で決 定	(収入) 169,360 (支出) 166,249

養成施設				講習								登録						更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態	入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定根拠	登録料 収支 (万円)	
				浄化槽設備 士講習 [昭和58年 度]	(財)浄化 槽設備士 センター	委託等	資格付与	他資格	588 [556]	91,000	講習機 関が独 自で決 定	(収入) 5,343 (支出) 6,942									
				登録講習 [平成7年 度]	(財)不動 産流通近 代化セン ター他民 間企業1 1社	推薦等	試験目 の一部 免除	宅地建 物取引 業に従 事する 者	21,957 [19,932]	18,000 ～ 23,000	講習機 関が独 自で決 定	不詳	宅地建物 取引主任 者資格登 録簿 [不詳]	都道府県 知事	直轄	25,021	37,000 [—]	地方公 共団 体が 独自 に決 定	不詳	再講 習	
				法定講習 [昭和55年 度]	(都道府県 又は都道 府県知事 の指定し た公益法 人)	委託等	交付(更 新含む) 要件	都道府 県知事 による 宅地建 物取引 主任者 の交付 (更新 も含 む)を 受けよ うとす る者 (宅地 建物取 引主任 者試験 を合格 した日 から1 年以内 に取引 主任者 の交付 を受け よう とする 者は除 く。)	不詳	不詳	平成15 年国土 交通省 告示第 83号	不詳									

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験									
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単備)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)	
286	国 土 交 通 省	国 58	測量士・測 量士補 [昭和24年 度]	測量法 (昭和24 年法律 第188 号)	—	業 務 独 占	国土地 理院長 [測量 士(補) 名簿に 登録]	なし	(測量士) 222,652 (測量士 補) 484,699	(測量士) 1,950 (測量士 補) 5,000	①学歴+実 務経験+登 録 ②養成施設 +実務経験 +登録 ③他資格(測 量士補)+養 成施設+登 録 ④試験+登 録	測量士・測 量士補試験 [不詳]	国土地理 院長	直 轄	筆 記 試 験	なし	(測量士) 2,170 [181] (測量士 補) 10,520 [2,704]	(測量士) 4,250 (測量士 補) 2,850	測量法 施行令 第23条 第1項	(収入) 5,099 (支出) 7,900	
287	国 土 交 通 省	国 59	管理業務主 任者 [平成13年 度]	マン ション の管理 の適正 化に関 する法 律(平成 12年法 律第149 号)	—	必 置	国土交 通大臣 [管理 業務主 任者証 の交]	5	33,574	3,275	①試験+実 務経験+登 録 ②試験+講 習+登録 ③試験+認 定+登録	管理業務主 任者試験 [平成13年 度]	(社)高層 住宅管理 業協会	委 託 等	筆 記 試 験	なし	21,113 [4,329]	8,900	マン ション の適正 化の推 進に関 する法 律施行 令第7 条	(収入) 22,189 (支出) 20,011	
288	国 土 交 通 省	国 60	安全担当者 [昭和39年 度]	船員法 (昭和22 年法律 第100 号)	—	必 置	船舶所 有者 [選任]	なし	不詳	不詳	①実務経験 ②実務経験 +講習※特 定の危険物 を常時運送 する船舶の 甲板部の安 全担当者 のみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
289	国 土 交 通 省	国 61	衛生担当者 [昭和39年 度]	船員法 (昭和22 年法律 第100 号)	—	必 置	船舶所 有者 [選任]	なし	不詳	不詳	①他資格(海 技免許) ②その他(船 舶職員)+承 認 ③その他(船 舶職員)+講 習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
290	国 土 交 通 省	国 62	危険物等取 扱責任者 [平成8年 度]	船員法 (昭和22 年法律 第100 号)	—	必 置	・甲種(石 油、液体 化学薬 品、液化 ガス) ・乙種	5	不詳	1,333	○甲種 ①実務経験 ②講習 ○乙種 ①実務経験 ②講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
291	国 土 交 通 省	国 63	自動車検査 員 [昭和37年 度]	道路運 送車両 法(昭和 26年法 律第185 号)	—	業 務 独 占	地方運 輸局長 [届出 の受 理]	なし	84,968	6,662	①実務経験 +教習 ②実務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
292	国 土 交 通 省	国 64	消火作業指 揮者 [平成9年 度]	船員法 (昭和22 年法律 第100 号)	—	必 置	船舶所 有者 [選任]	なし	不詳	不詳	①他資格(海 技免許) ②その他(船 舶職員)+承 認 ③その他(船 舶職員)+講 習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
293	国 土 交 通 省	国 65	倉庫管理主 任者 [平成14年 度]	倉庫業 法(昭和 31年法 律第121 号)	—	必 置	規定な し	なし	不詳	不詳	①実務経験 ②講習 ③認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

養成施設				講習							登録						更新方法			
養成施設名 〔機関名・数〕	実施形態	入所者数 〔修了者数〕	授業料等	講習名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 〔修了者数〕	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 〔創設年度〕	実施主体	実施形態	登録者数		登録料〔登録免許料〕 (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
測量に関する専門の養成施設〔専門学校等. 20〕	推薦等	470 〔498〕	各養成施設の業務規程で設定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	測量士・測量士補名簿 〔不詳〕	国土地理院長	直轄	○測量士： 1,950 ○測量士補： 5,000	0 〔測量士： 30,000〕 〔測量士補： 15,000〕	—	(収入) 0 (支出) 5,482	—
—	—	—	—	登録実務講習 〔平成13年度〕	(社)高層住宅管理業協会	推薦等	実務経験の代替	なし	2,562 〔2,562〕	22,050	講習機関が独自で決定	(収入) 5,667 (支出) 6,806	管理業務主任者登録簿 〔不詳〕	国土交通大臣	直轄	2,699	4,250 〔—〕	マンシンの適正化の推進に関する法律施行令第9条	(収入) 1,147 (支出) 891	再講習
—	—	—	—	登録講習 〔平成13年度〕	(社)高層住宅管理業協会	推薦等	更新要件	—	2,104 〔2,104〕	9,450	講習機関が独自で決定	(収入) 1,993 (支出) 3,705	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	安全担当者講習 〔平成16年度〕	(財)日本船舶福利雇用促進センター等	推薦等	資格付与	なし	不詳	不詳	不詳	(収入) 不詳 (支出) 不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	救命講習 〔不詳〕	(独)水産大学校、山口県立水産高校、海上保安大学校、海上自衛隊第2術科学校等	推薦等	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	危険物等取扱責任者消防・学科講習 〔平成16年度〕	【消防講習】(独)海上災害防止センター等 【学科講習】(財)日本船舶福利雇用促進センター等	推薦等	受験資格取得要件	なし	90 〔90〕	【消防講習】 120,000 【学科講習】 47,000～ 67,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	①実務経験 ②再講習
—	—	—	—	自動車検査員教習 〔昭和37年度〕	地方運輸局長	直轄	資格付与	他資格(整備主任者)+実務経験	10,780 〔6,662〕	0	—	(収入) 0 (支出) 1,348	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	自動車検査員研修 〔昭和37年度〕	地方運輸局長	直轄	義務	—	84,968 〔84,968〕	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	消火講習 〔不詳〕	(独)水産大学校、山口県立水産高校、海上保安大学校、海上自衛隊第2術科学校等	推薦等	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	倉庫管理主任講習 〔不詳〕	(社)日本倉庫協会等	推薦等	資格付与	なし	3,434 〔3,434〕	4,000～ 11,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
294	国土交通省	国66	設計者資格 (宅地造成 等規制法に 基づく) [昭和37年 度]	宅地造成 等規制法(昭 和36年 法律第 191号)	—	業務独占	規定なし	なし	不詳	不詳	①学歴+実 務経験 ②実務経験 +講習 ③試験(他 資格) ④他資格(一 級建築士) ⑤認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
295	国土交通省	国67	設計者資格 (都市計画 法に基づ く) [昭和44年 度]	都市計 画法(昭 和43年 法律第 100号)	—	業務独占	規定なし	なし	不詳	不詳	①学歴+実 務経験 ②試験(他 資格)+実 務経験 ③他資格(一 級建築士)+ 実務経験 ④実務経験 +講習 ⑤認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
296	国土交通省	国68	特殊建築物 等調査資格 者 [昭和45年 度]	建築基 準法(昭 和25年 法律第 201号)	—	名称独占等	(財)日本 建築防 災協会 [講習 修了証 明書の 交付]	なし	36,287	738	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
297	国土交通省	国69	昇降機検査 資格者 [昭和45年 度]	建築基 準法(昭 和25年 法律第 201号)	—	名称独占等	(財)日本 建築設 備・昇 降機セ ンター [講習 修了証 明書の 交付]	なし	31,168	567	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
298	国土交通省	国70	建築設備検 査資格者 [昭和45年 度]	建築基 準法(昭 和25年 法律第 201号)	—	名称独占等	(財)日本 建築設 備・昇 降機セ ンター [講習 修了証 明書の 交付]	なし	46,672	760	講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—
299	国土交通省	国71	管理主任技 術者(ダム) [昭和40年 度]	河川法 (昭和39 年法律 第167 号)	—	必置	ダム設 置者 [選任]	なし	不詳	不詳	①学歴+実 務経験+選 任 ②学歴+実 務経験+試 験+選任 ③学歴+実 務経験+講 習+選任	ダム管理技 士試験 [平成16年 度]	(財)ダム 水源地環 境整備セ ンター	推薦等	筆記試験 ・実 技試験	実務経験	(学科) 68 (実技) 47 [44]	55,000	試験機 関が独 自で決 定	(収入) 266 (支出) 649
300	国土交通省	国72	建築士 [昭和25年 度]	建築士 法(昭和 25年法 律第202 号)	—	業務独占	1級: 国土交 通大臣 2級: 木造; 都道府 県知事 [登 録、免 許証の 交付]	なし	(1級) 339,351 (2級) 721,239 (木造) 16,367	(1級) 5,202 (2級) 不詳 (木造) 不詳	試験+登録	建築士試験 [昭和58年 度]	(財)建築 技術教育 普及セン ター等	委託等	筆記試験 ・実 技試験	学歴+実務経 験	(1級) 46,942 [5,164] (2級) 不詳 (木造) 不詳	(1級) 19,700 (2級, 木造) 16,900	(1級) 建築士 法施行 令第4 条 (2級) 不詳 (木造) 不詳	(1級) (収入) 109,049 (支出) 98,110 (2級) 不詳 (木造) 不詳
301	国土交通省	国73	建築設備士 [昭和58年 度]	建築士 法(昭和 25年法 律第202 号)	—	名称独占等	国土交 通大臣 [登録]	なし	37,259	634	試験+登録	建築設備士 試験 [昭和60年 度]	(財)建築 技術教育 普及セン ター	推薦等	筆記試験 ・実 技試験	学歴+実務経 験	3,009 [634]	34,650	建築設 備士登 録試験 事務規 程にお いて登 録試験 事務機 関が独 自に決 定	(収入) 11,352 (支出) 9,755

養成施設			講習								登録					更新方法			
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数		登録料[登録 免許料] (単価)	設定根拠	登録料 収支 (万円)
			宅地造成技術講習 [平成17年度]	(財)全国建設研修センター	推薦等	資格取得要件の一部	なし	(学科) : 105 (実技) : 4 [90]	72,000	講習機関が独自で決定	(収入) 759 (支出) 791								
			宅地造成技術講習 [平成17年度]	(財)全国建設研修センター	推薦等	資格取得要件の一部	なし	(学科) : 105 (実技) : 4 [90]	72,000	講習機関が独自で決定	(収入) 759 (支出) 791								
			特殊建築物等調査資格者講習 [昭和45年度]	(財)日本建築防災協会	推薦等	資格付与	①学歴+実務経験 ②実務経験 ③他資格(防火対象物点検資格者)+実務経験	952 [738]	47,000	講習機関が独自で決定	(収入) 4,256 (支出) 4,369								
			昇降機検査資格者講習 [昭和45年度]	(財)日本建築設備・昇降機センター	推薦等	資格付与	①学歴+実務経験 ②実務経験	1,254 [566]	42,000	講習機関が独自で決定	(収入) 4,930 (支出) 5,003								
			建築設備検査資格者講習 [昭和45年度]	(財)日本建築設備・昇降機センター	推薦等	資格付与	①学歴+実務経験 ②実務経験 ③他資格(建築設備士) ④認定	974 [760]	48,000	講習機関が独自で決定	(収入) 4,445 (支出) 4,506								
			ダム管理主任技術者研修 [平成16年度]	(財)全国建設研修センター	推薦等	資格取得要件の一部	なし	(学科) : 103 (実技) : 102 [87]	180,000	講習機関が独自で決定	(収入) 1,855 (支出) 1,929								
												建築士登録名簿 [昭和26年度]	(1級)(社)日本建築士会連合会 (2級,木造)不詳	委託等 (1級) 5,202 (2級,木造) 不詳	(1級) 19,200 [60,000] (2級,木造) 各実施機関で異なる [18,000]	(1級) 建築士法施行令第3条 (2級,木造) 地方公共団体が独自に決定	(1級) (収入) 21,126 (支出) 15,997 (2級,木造) 不詳		
												建築設備士登録簿 [昭和60年度]	(社)建築設備技術者協会	推薦等	505	22,050 [一]	登録実施機関が独自で決定	(収入) 1,234 (支出) 898	

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠 法令等	種類	性 格	資格 付与者 [付与 方法]	有効 期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・ 実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単備)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
302	国 土交通省	国 74	監理技術者 資格者証の 交付を受けて いる者 [昭和62年 度]	建設業 法(昭和 24年法 律第100 号)	—	必 置 (現 場 専 任 の 場 合)	(財)建 設業技 術セン ター理 事長 [監理 技術者 資格者 証の交 付]	5	677,083	40,390	その他(監理 技術者)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
303	国 土交通省	国 75	士地区画整 理士 [昭和58年 度]	士地区 画整理 法(昭和 29年法 律第119 号)	—	名 称 独 占 等	国 土交 通大 臣 [合 格 証 明 書 の 交 付]	なし	12,005	80	試験	士地区画整 理士技術検 定 [平成11年 度]	(財)全 国 建 設 研 修 セ ン タ ー	委 託 等	筆 記 試 験	①学 歴 + 実 務 経 験 ②認 定 ③実 務 経 験	275 [80]	18,000	士地区 画整 理 士 法 施 行 令 第 62 条 の 6	(収 入) 578 (支 出) 2,863
304	国 土交通省	国 76	マンション 管理士 [平成12年 度]	マン シ ョ ン の 管 理 の 適 正 化 の 推 進 に 関 する 法 律 (平 成 12 年 法 律 第 149 号)	—	名 称 独 占 等	国 土交 通大 臣 [登 録 証 の 交 付]	なし	17,791	1,038	試験+登録	マンシ ョ ン 管 理 士 試 験 [平成12年 度]	(財)マン シ ョ ン 管 理 セ ン タ ー	委 託 等	筆 記 試 験	なし	19,120 [1,444]	9,400	マン シ ョ ン の 管 理 の 適 正 化 の 推 進 に 関 する 法 施 行 令 第 1 条	(収 入) 20,619 (支 出) 18,274
305	国 土交通省	国 77	補償業務管 理者 [昭和59年 度]	補償コ ンサ ル タ ン ト 登 録 規 程 (昭 和 59 年 度 建 設 省 告 示)	土地調 査部 門、土 地評 価部 門、物 件部 門、機 械工 作物 業部 門、管 業補 償・ 事業 損失 部 門、補 償 開 連 部 門、総 合 補 償部 門	必 置	国 土交 通大 臣 [登 録]	5	6,803	不詳	①実 務 経 験 ②認 定(社 団法 人日 本 補 償 コ ン サ ル タ ン ト 協 会 が 付 与 す る 補 償 業 務 管 理 士 の 資 格 と し て 各 部 門 の 登 録 を 受 け て い る 者 で、 財 団 法 人 公 共 地 補 償 機 構 の 行 う 「補 償 コ ン サ ル タ ン ト 業 務 管 理 者 認 定 研 修 」 を 修 了 し た 者。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
306	環 境省	環 01	狩猟免許 [大正7年 度]	鳥獣の 保護及 び狩 猟の 適 正 化 に 関 する 法 律 (平 成 14 年 法 律 第 88 号)	・網 猟 ・わ な 猟 ・第一 種 銃 猟 ・第二 種 銃 猟	業 務 独 占	都 道 府 県 知 事 [狩 猟 免 状 の 交 付]	3	185,227	不詳	試験+登録	狩 猟 免 許 試 験 [不詳]	都 道 府 県 知 事	直 轄	適 性 試 験 ・筆 記 試 験 ・実 技 試 験	①年 齢 ②そ の 他	6,753 [5,914]	5,200	地方公 共団 体 が 自 ら 決 定	(収 入) 3,356 (支 出) 7,317
307	環 境省	環 02	臭気測定業 務従事者 (臭気判定 士) [平成8年 度]	悪臭防 止法(昭 和46年 法律第 91号)	—	業 務 独 占	環 境大 臣 [免 状 の 交 付]	5	3,082	126	試験	臭 気 判 定 士 試 験 [平成8年 度]	(社)にお い ・か お り 環 境 協 会	委 託 等	実 技 試 験	年 齢	609 [126]	18,000	悪臭防 止法 施 行 令 第 2 条	(収 入) 1,218 (支 出) 1,265
308	環 境省	環 03	環境カウン セラー [平成8年 度]	環境カ ウン セ ラー 登 録 制 度 実 施 規 定 (平 成 8 年 9 月 5 日 環 境 庁 告 示)	—	名 称 独 占 等	環 境大 臣 [登 録 証 の 交 付]	3	4,599	120	その他(審 査)+登録	—	—	—	—	—	—	—	—	—
309	環 境省	環 04	浄化槽設備 士※ [昭和58年 度] <国 土交 通 省 (284) と 共 管>	浄化槽 法(昭 和58年 法律第 43号)	—	業 務 独 占	国 土交 通大 臣 [浄 化 槽 設 備 士 免 状 の 交 付]	なし	82,364	900	①試験 ②講習	浄 化 槽 設 備 士 試 験 [昭和58年 度]	(財)浄 化 槽 設 備 士 セ ン タ ー	委 託 等	筆 記 試 験	実 務 経 験	1,209 [344]	23,600	浄 化 槽 法 施 行 令 第 3 条	(収 入) 2,853 (支 出) 2,979

養成施設			講習									登録						更新方法	
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 料免許税] (単価)	設定根拠		登録料 収支 (万円)
			国土交通大臣の登録を受けた者が国土交通省令で定めるところにより行う講習 [平成12年度]	(財)マンシヨン管理センター	推薦等	義務		1,540 [1,540]	16,000	講習機関が独自で決定	(収入) 2,486 (支出) 2,218	マンシヨン管理士登録簿 [平成12年度]	(財)マンシヨン管理センター	委託等	1,011	4,250 [9,000]	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行令第3条	(収入) 542 (支出) 1,132	—
			環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図るための研修 [平成8年度]	北海道環境カウンセラー協会等	直轄	更新要件		959 [959]	0		(収入) 0 (支出) 696	環境カウンセラー登録簿 [平成8年度]	(財)日本環境協会	直轄	120	0 [—]	地方公共団体が独自に決定	(収入) 0 (支出) 不詳	①実務経験 ②再講習
			浄化槽設備士講習 [昭和58年度]	(財)浄化槽設備士センター	委託等	資格付与	他資格	588 [556]	91,000	講習機関が独自で決定	(収入) 5,343 (支出) 6,942								

番号1	府省名	番号2	制度名 [創設年度]	根拠法令等	種類	性格	資格付与者 [付与方法]	有効期間 (年)	資格者数(人)		資格取得 方法	試験								
									総数	新規 (21年度)		試験名 [創設年度]	実施 主体	実施 形態	試験 内容 (筆記・実技等)	受験 資格	受験者数 [合格者数]	受験料 (単価)	設定 根拠	受験料 収支 (万円)
310	環境省	環05	廃棄物処理施設技術管理者 [昭和46年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	—	必置	廃棄物処理施設の管理者 [任命又は指名]	なし	不詳	不詳	①認定(講習) ②学歴+実務経験 ③その他(環境衛生指導員)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311	環境省	環06	浄化槽管理士 [昭和60年度]	浄化槽法(昭和58年法律第43号)	—	名称独占等	環境大臣 [免状の交付]	なし	70,476	1,694	①試験 ②講習	浄化槽管理士試験 [不詳]	(財)日本環境整備教育センター	委託等	筆記試験	なし	1,227 [279]	20,200	浄化槽法施行令第3条	(収入) 2,791 (支出) 3,289
312	環境省	環07	浄化槽技術管理者 [昭和60年度]	浄化槽法(昭和58年法律第43号)	—	必置	不詳 [免状等資格を証明するものは付与されていない(法令に定めはない。)]	なし	13,483	不詳	①他資格(浄化槽管理士)+実務経験 ②認定	—	—	—	—	—	—	—	—	—
313	環境省	環08	浄化槽検査員 [昭和60年度]	浄化槽法(昭和58年法律第43号)	—	必置	不詳 [免状等資格を証明するものは付与されていない(法令に定めはない。)]	なし	1,183	不詳	①講習 ②実務経験	—	—	—	—	—	—	—	—	—
314	環境省	環09	特別管理産業廃棄物管理責任者 [平成3年度]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	—	必置	なし [選任]	なし	不詳	不詳	①他資格(医師等) ②学歴+実務経験 ③認定(講習等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
315	環境省	環10	技術管理者 [平成22年度]	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)	—	必置	環境大臣 [技術管理者証の交付]	5	—	—	①試験+実務経験 ②試験+認定	技術管理者試験 [平成22年度]	環境大臣	直轄	筆記試験	なし	6,400 (平成22年度末時点)	—	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する法令第22条第1項第5号	—
316	環境省	環11	公害防止主任管理者※ [昭和46年度] ＜経済産業省(214)と共管＞	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)	—	必置	指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付]	なし	12,961	49	①試験 ②講習	公害防止管理者等国家試験 [昭和61年度]	(社)産業環境管理協会	委託等	筆記試験	なし	136 [39]	6,800	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第13条	不詳
317	環境省	環12	公害防止管理者※ [昭和46年度] ＜経済産業省(215)と共管＞	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)	—	必置	指定試験機関、登録講習機関 [合格証書の交付、講習修了証書の交付] ・大気関係第1、2、3、4種 ・水質関係第1、2、3、4種 ・騒音・振動関係 ・特定粉じん関係 ・一般粉じん関係 ・ダイオキシン類関係	なし	564,763	9,195	①試験 ②講習	公害防止管理者等国家試験 [昭和61年度]	(社)産業環境管理協会	委託等	筆記試験	なし	29,301 [6,407]	6,400 ～ 6,800	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第13条	不詳

養成施設			講習								登録						更新方法		
養成施設名 [機関名・数]	実施形態 入所者数 [修了者数]	授業料等	講習名 [創設年度]	実施主体	実施形態	講習の位置付け	受講資格	受講者数 [修了者数]	受講料 (単価)	設定根拠	受講料 収支 (万円)	登録名簿名 [創設年度]	実施主体	実施形態	登録者数	登録料[登録 免許料] (単価)		設定 根拠	登録料 収支 (万円)
—	—	—	廃棄物処理施設技術管理者講習 [一]	(財)日本環境衛生センター	推薦等	不詳	不詳	不詳	98,700 ～ 115,500	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	浄化槽管理士講習 [不詳]	(財)日本環境整備教育センター	委託等	資格付与	なし	1,542 [1,337]	129,700	講習機関が独自で決定	(収入) 20,109 (支出) 20,329	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	浄化槽検査員講習会 [不詳]	(財)日本環境整備教育センター	推薦等	—	①他資格(浄化槽管理士) ②学歴 ③学歴+実務経験	不詳	不詳	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	特別管理産業廃棄物処理責任者 [一]	(財)日本産業廃棄物処理振興センター	推薦等	—	不詳	20,651 [20,621]	12,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	再講習
—	—	—	公害防止管理者等資格認定講習 [昭和46年度]	(社)産業環境管理協会	推薦等	資格付与	—	12 [10]	35,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	公害防止管理者等資格認定講習 [昭和46年度]	(社)産業環境管理協会(社)日本砕石協会	推薦等	資格付与	①学歴 ②学歴+実務経験 ③実務経験	3,442 [2,788]	14,000 ～ 31,000	講習機関が独自で決定	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 各府省の報告に基づき当省が取りまとめ作成したものである。
- 2 資格制度については、平成 22 年 7 月 1 日現在で設けられているものについて整理し、記載している。
- 3 「番号 1」欄は、全資格制度の通し番号を、「番号 2」欄は、資格制度を所管する府省ごとの通し番号を記載している。
- 5 「制度名 [創設年度]」欄の「創設年度」については、当該資格制度が創設された年度を記載している。
- 6 「根拠法令等」欄は、当該資格制度の根拠法令等を記載している。
- 7 「種類」欄は、当該資格制度において、第 1 種・第 2 種のようにその業務内容等に応じて資格が細分化されている場合に、その種類ごとの名称を記載している。
- 8 「性格」欄は、以下の区分に基づき記載している。
- ① 「業務独占」：その資格を有する者でなければ一定の業務活動に従事することができないもの
 - ② 「必置」：「業務独占」資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられているもの
 - ③ 「名称独占等」：「業務独占」及び「必置」資格以外のもので、その資格を有するものでなければ一定の名称を用いることができないもの又は単に専門的知識・技能を有する旨を公証等するもの
- 9 「資格付与権者 [付与方法]」欄は、資格の付与を行う者を記載するとともに、その付与方法を記載している。
- 10 「有効期間 (年)」欄は、当該資格の有効期間 (年) を記載している。
- 11 「資格者数 (人)」欄の「総数」は、平成 21 年度末における当該資格者総数を記載し、「新規 (21 年度)」は、平成 21 年度に当該資格を取得した者の数を記載している。
- 12 「資格取得方法」欄は、当該資格を取得し、実際に業を開始するために必要な要件を記載している。
- 13 「実施形態」欄は、以下の区分に基づき記載している。
- ① 「直轄」：当該事業を国や都道府県が直接実施しているもの
 - ② 「委託等」：事務の内容等を法令等で定め、国又は都道府県が当該事務を国及び都道府県以外の特定の法人に制度的に行わせているもの及びこれらに類する事業として、当省において整理したもの
 - ③ 「推薦等」：法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国、都道府県が関与を行うもの及びこれらに類する事業として、当省において整理したもの
- 14 「受験者数 [合格者数]」、「入所者数 [修了者数]」、「受講者数 [修了者数]」及び「登録者数」欄は、平成 21 年度における、それらの人数を記載している。
- 15 「受験料 (単価)」、「授業料等」、「受講料 (単価)」及び「登録料」欄は、平成 21 年度における、それらの額 (円) を記載している。
- 16 「設定根拠」欄は、受験料、受講料、登録料それぞれの根拠法令を記載している。
- 17 「受験料収支」、「受講料収支」及び「登録料収支」は、平成 21 年度における、試験等の収入及び支出を記載している。
- 18 「－」は該当がないものを示す。
- 19 「不詳」は所管府省において把握されていないなど、集計資料がないものを示す。